

# 一般廃棄物(ごみ)処理基本計画

2018～2027

2018年(平成30年)3月

安 城 市



## ～ 目 次 ～

第 1 章 総 論	1
第 1 節 計画策定の目的	1
第 2 節 計画の位置付け	1
第 3 節 計画の期間	2
第 4 節 計画対象区域	2
第 5 節 計画の範囲	2
第 2 章 ごみ処理の現況	3
第 1 節 ごみ処理施策の沿革	3
第 2 節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー	4
第 3 節 ごみの排出抑制・資源化	8
第 4 節 収集運搬	13
第 5 節 中間処理	15
第 6 節 最終処分	19
第 7 節 ごみ処理経費	21
第 3 章 ごみ処理の評価	22
第 1 節 分別区分の評価	22
第 2 節 廃棄物処理システムによる比較評価	23
第 3 節 前計画の目標達成状況	30
第 4 章 ごみ処理行政の動向	35
第 1 節 国・県におけるごみ処理行政の動向	35
第 2 節 国・県の目標値	37
第 3 節 広域化の動向	38
第 5 章 課題の抽出	39
第 6 章 ごみ発生量及びごみ排出量の見込み	41
第 1 節 将来ごみ量等の推計方法	41
第 2 節 将来人口	42
第 3 節 ごみ発生量の将来推計	43
第 4 節 リサイクル等の目標	44

第 5 節  ごみ処理量の将来推計.....	46
第 7 章  ごみの排出の抑制のための方策に関する事項.....	47
第 1 節  施策の体系.....	47
第 8 章  分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分.....	51
第 9 章  ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項.....	52
第 1 節  収集・運搬計画.....	52
第 2 節  中間処理計画.....	54
第 3 節  最終処分計画.....	61
第 4 節  その他ごみの処理に関し必要な事項.....	62

---

---

# 第 1 章 総論

---

---

## 第 1 節 計画策定の目的

本計画は、安城市（以下、「本市」という。）において発生する一般廃棄物の内「ごみ」について、生活圏から速やかな排除及び減量化、資源化、並びに減容化を図るために、周辺自治体や上位計画、関連計画との整合を図り、基本的な方針を定めるものであり、減量化、資源化を基本とする「循環型社会の具現化」を目標に計画を策定するものです。

本市においては、平成 24 年度に改訂した「安城市一般廃棄物処理基本計画/後期計画」に基づき、ごみの減量や資源化の推進等、資源循環の取り組みを推進してきましたが、廃棄物行政の状況も大きく変化しています。本計画は、本市が長期的な視点に立ってごみの排出抑制及びその発生から最終処分に至るまでの適正な処理を進めるための基本的な方向性を定めるものです。

## 第 2 節 計画の位置付け

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）第 6 条第 1 項の規定により、市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「一般廃棄物処理計画」という。）を定めなければならないとされています。

策定にあたっては、「ごみ処理基本計画策定指針」（平成 28 年 9 月 15 日付環廃対第 1609152 号環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課長通知）に基づくものとします。

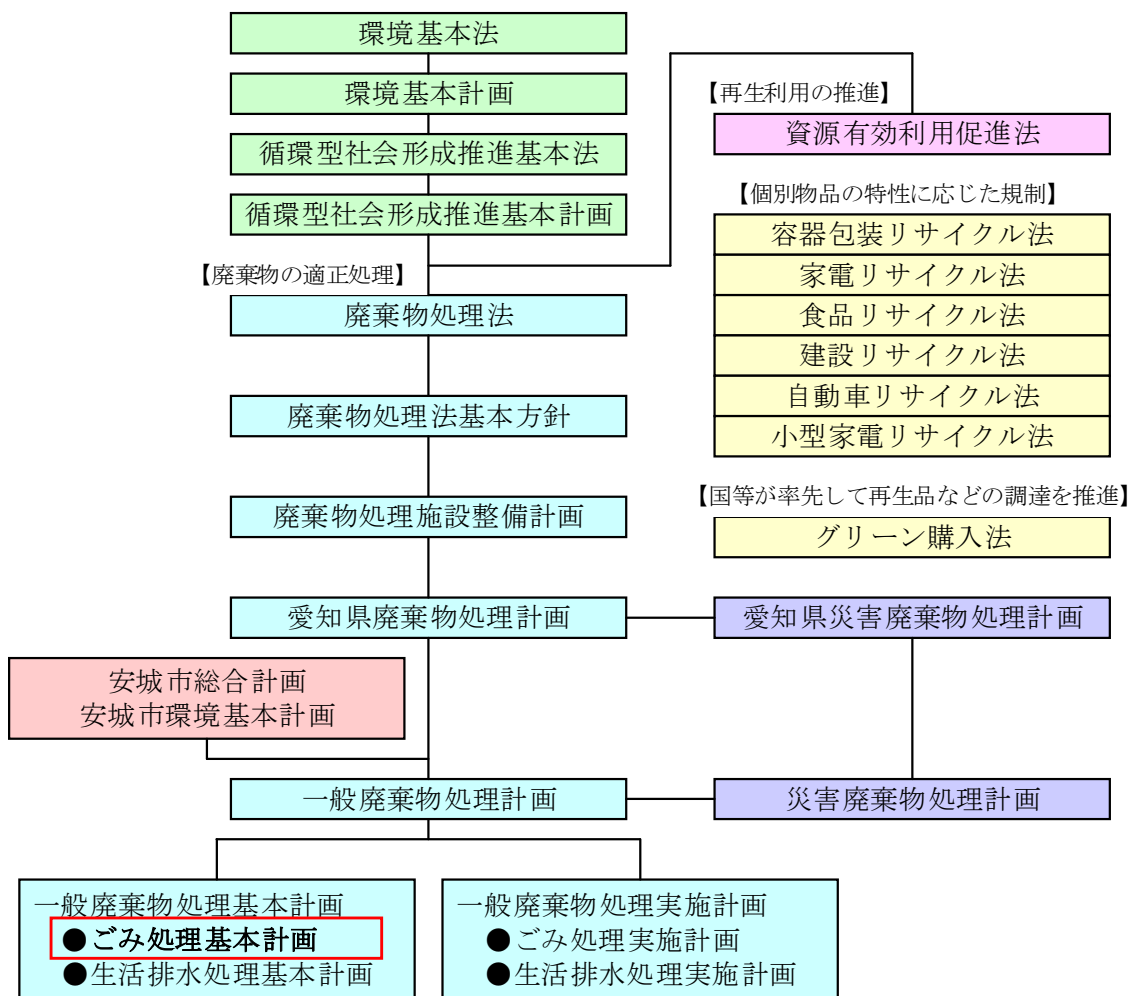


図 1-1 本計画と他の計画との関係

### 第 3 節 計画の期間

計画の期間は、2018 年度(平成 30 年度)を初年度とし、2027 年度を目標年度とする 10 年計画とします。

なお、毎年計画の進捗状況を調査・評価するとともに、概ね 5 年ごともしくは計画の前提となる諸条件に大きな変動があった場合、見直しを行うものとします。

### 第 4 節 計画対象区域

計画の対象とする区域は、安城市全域とします。

### 第 5 節 計画の範囲

計画の範囲は、本市で発生する「ごみ」とします。

## 第 2 章 ごみ処理の現況

### 第 1 節 ごみ処理施策の沿革

過去 10 年間のごみ処理施策の沿革を整理すると、表 2-1 のとおりです。

表 2-1 ごみ処理施策の沿革

年	内 容
2007 (平成 19)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・軽四輪貨物自動車の一般有料貸し出しの開始 [1 月]</li> <li>・アダプトプログラム実施要綱の制定 [2 月]</li> <li>・ごみ収集車にバイオディーゼル燃料の試験使用の開始 [3 月]</li> <li>・生ごみ減量化モデル地域支援事業報奨金交付要綱の制定 [4 月]</li> <li>・乾燥生ごみ資源化促進事業報奨金交付要綱の制定 [4 月]</li> <li>・生ごみ処理機器購入補助金交付要綱の制定 [4 月]</li> </ul>
2008 (平成 20)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・レジ袋削減推進協議会の発足 [2 月]</li> <li>・榎前町一般廃棄物最終処分場で不燃残さ埋立ての開始 [4 月]</li> <li>・市内 55 店舗にてレジ袋の有料化を開始 [6 月]</li> <li>・古紙の分別収集を開始 [7 月]</li> </ul>
2009 (平成 21)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみ収集日お知らせメールサービスの運営開始 [2 月]</li> <li>・「ごみ減量 20%フォーラム」の開催 [2 月]</li> <li>・榎前町一般廃棄物最終処分場再生業務の完了 [3 月]</li> <li>・家電リサイクル法対象品目に、液晶・プラズマテレビ、衣類乾燥機の追加 [4 月]</li> <li>・古着の分別収集を市内全域で開始 [4 月]</li> </ul>
2010 (平成 22)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・㈱ウィズ ウェイスト ジャパンの埋立処分場にごみ焼却灰の埋立開始 [2 月]</li> <li>・一般廃棄物収集運搬業の許可申請に関する要綱を制定 [8 月]</li> <li>・一般財団法人衣浦港ポートアイランド環境事業センターの埋立処分の終了 [12 月]</li> </ul>
2011 (平成 23)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公益財団法人愛知臨海環境整備センターにて、ごみ焼却灰の埋立処分を開始 [1 月]</li> <li>・資源ごみ持ち去り禁止施行 [4 月]</li> <li>・ごみ減量推進市民活動支援プログラム実施要綱の制定 [4 月]</li> <li>・安城市家電リサイクル協力店認定要綱の廃止 [4 月]</li> <li>・生ごみ処理機モニター制度の開始 [7 月]</li> </ul>
2012 (平成 24)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・乾燥生ごみとごみ袋またはトレットペーパーとの交換開始 [8 月]</li> <li>・15cm 以下の小型電子機器 10 品目をリサイクルステーションで回収開始 [12 月]</li> </ul>
2013 (平成 25)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・リサイクルプラザで家庭系パソコン回収の開始 [7 月]</li> </ul>
2014 (平成 26)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合リサイクルステーション(エコらんど)を開設 [1 月]</li> <li>・ごみ減量活動功労団体等表彰要綱の制定 [2 月]</li> <li>・刈草等粉碎機購入補助金交付要綱の制定 [3 月]</li> <li>・資源化センターのペットボトル減容機の更新(処理能力 400kg/h) [8 月]</li> <li>・エコらんど、エコセンターあんじょうにて試験的に廃食用油の受入れ開始 [8 月]</li> </ul>
2016 (平成 28)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生ごみ減量化総合支援事業実施要綱を制定 [4 月]</li> </ul>

資料：「平成 29 年度 清掃事業概要」(安城市環境部ごみゼロ推進課)

## 第 2 節 ごみの分別区分及びごみ処理フロー

### 2-1 ごみの分別区分

本市の分別区分は、表 2-2 のとおりです。大きくは、燃やせるごみ（以下、「可燃ごみ」という。）、燃やせないごみ（以下、「不燃ごみ」という。）、資源ごみ、粗大ごみの 4 分別となっています。

ごみの出し方は、表 2-3 のとおりです。

表 2-2 ごみの分別区分

区 分		品 目
可燃ごみ		生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、木くず、汚れたプラスチック製容器包装、軟らかいプラスチック製品など
不燃ごみ		金属類（大きい缶を含む）、ガラス類（不透明なびんを含む）、硬いプラスチック製品、家庭用電化製品など
資源ごみ	プラスチック製容器包装	プラマークのあるポリ袋、ラップ類、ボトル類、トレイ・パック類、カップ類など プラマークのついていないプラスチックのふた、発泡スチロールなど
	びん・缶類	飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん、飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶
	破碎困難ごみ 危険ごみ	硬い鉄製のもの、長い金属製のもの、スプレー缶、刃物類・割れたガラス類、水銀体温計など
	古紙・古着	リサイクルが可能な新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・牛乳パック、汚れや破れが無い衣類
	せん定枝	枯れていない枝
	ペットボトル	飲料用・食品用のペットボトル
	乾電池	マンガン電池・アルカリ電池など
	蛍光管・電球	蛍光管、電球
	携帯電話・携帯ゲーム機など	携帯電話、デジタルカメラ、電子辞書など
粗大ごみ		家具、家電、畳、ふとん、自転車、遊具など

資料：「安城市 家庭ごみと資源の分け方・出し方 早分かりブック」



表 2-3 ごみの出し方

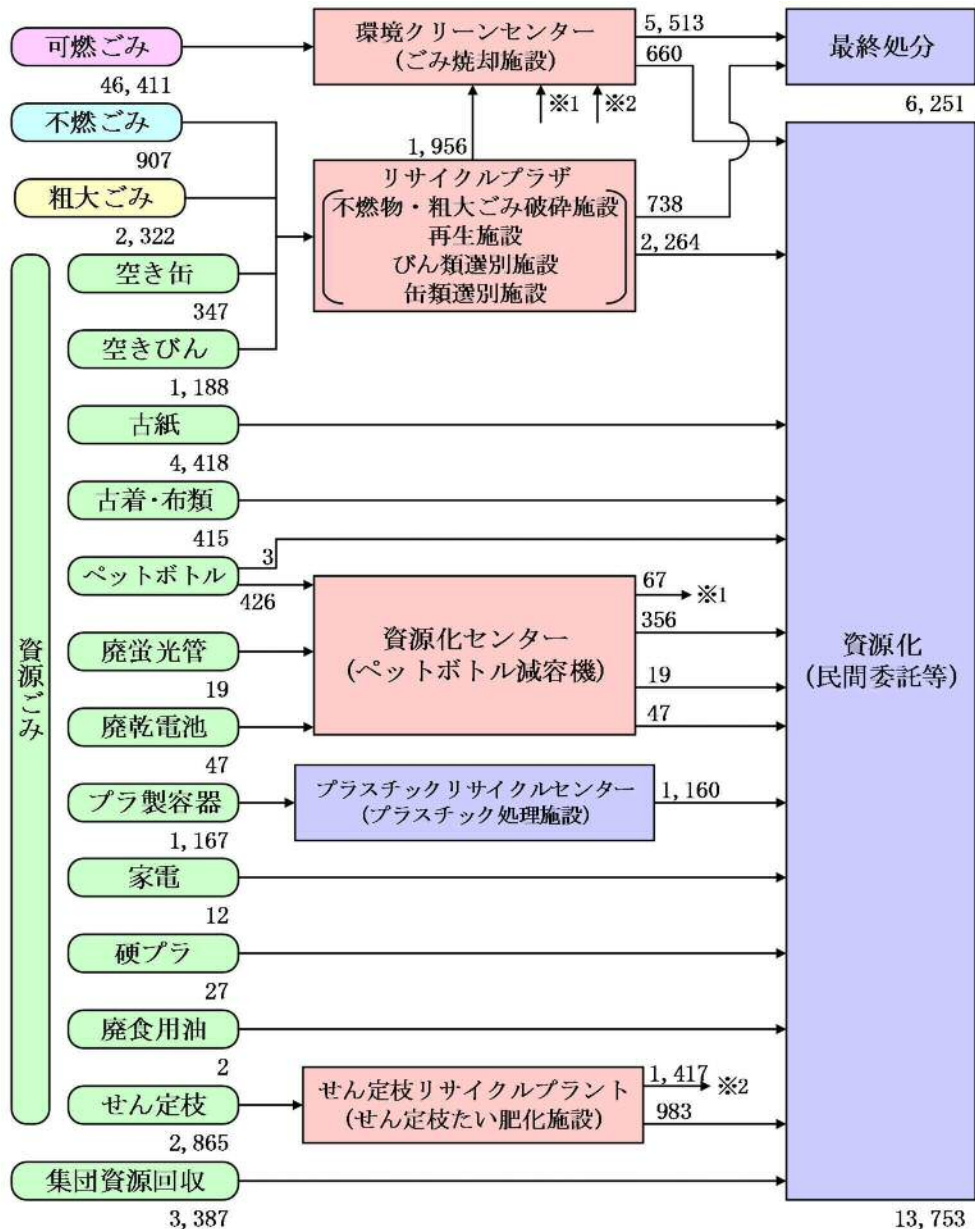
区 分	ごみ ステーション	拠点回収			施設への 直接搬入	集団資源回収	
		市の施設 小・中学校等	リサイクル ステーション	エコらんど			
可燃ごみ	○	—	—	—	環境クリーン センター	—	
不燃ごみ	○	—	—	—	リサイクル プラザ	—	
資源 ごみ	プラスチック 製容器包装	○	—	—	○	—	—
	びん・缶類	○	—	—	○	—	○
	破碎困難ごみ・ 危険ごみ	○	—	—	○	リサイクル プラザ	—
	古紙・古着	○	—	○	○	—	○
	せん定枝	—	—	—	—	せん定枝リサイ クルプラント	—
	ペットボトル	—	○	○	○	—	○
	乾電池	—	○	○	○	—	—
	蛍光管・電球	—	○	○	○	—	—
	携帯電話・携帯 ゲーム機など	—	—	○	○	—	—
粗大ごみ	—	—	—	—	(可燃性)環境ク リーンセンター (不燃性)リサイ クルプラザ	—	

## 2-2 ごみ処理フロー

本市のごみ処理フローは、図2-1のとおりです。

可燃ごみは、環境クリーンセンターで焼却処理し、焼却残さは最終処分しています。

不燃ごみ、粗大ごみ、空き缶及び空きびんは、リサイクルプラザで選別処理等を行い、可燃物は焼却処理、不燃物は最終処分し、資源物は民間委託等で資源化しています。



注) 数値は、2016年度(平成28年度)値を示す。(t/年)

図2-1 ごみ処理フロー [2016年度(平成28年度)]

※1、※2は、規格外または処理能力超え

## 2-3 ごみの発生量\*

本市のごみ発生量は、表 2-4 のとおりです。ごみ総発生量は、2015 年度(平成 27 年度)に一旦、増加しますが、2016 年度(平成 28 年度)にかけては減少しています。

1 人 1 日平均発生量については、減少傾向を示しています。

\* ごみ発生量=家庭系ごみ量(資源ごみ、集団資源回収含む)+事業系ごみ量(せん定枝含む)

表 2-4 ごみ発生量の実績

区分		年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
総人口		人	182,371	183,552	184,780	185,615	186,806
家庭系ごみ	可燃ごみ	t/年	30,277	30,317	30,421	30,834	30,750
	不燃ごみ	t/年	1,054	1,032	1,001	1,019	907
	粗大ごみ	t/年	2,263	2,491	2,301	2,357	2,322
	資源ごみ	t/年	9,786	9,690	9,547	9,305	8,772
	集団資源回収	t/年	4,217	4,033	3,846	3,630	3,387
	計	t/年	47,597	47,563	47,116	47,145	46,138
事業系ごみ	可燃ごみ	t/年	14,791	14,837	15,009	15,543	15,661
	せん定枝	t/年	1,886	1,876	2,114	2,134	2,164
	計	t/年	16,677	16,713	17,123	17,677	17,825
ごみ総発生量		t/年	64,274	64,276	64,239	64,822	63,963
1 人 1 日平均発生量		g/人・日	966	959	952	954	938
全国 1 人 1 日平均排出量		g/人・日	964	958	947	939	—

資料：全国 1 人 1 日平均排出量は、『日本の廃棄物処理 平成27年度版』（平成29 年 3 月 環境省/大臣官房廃棄物・リサイクル対策部）の p 1

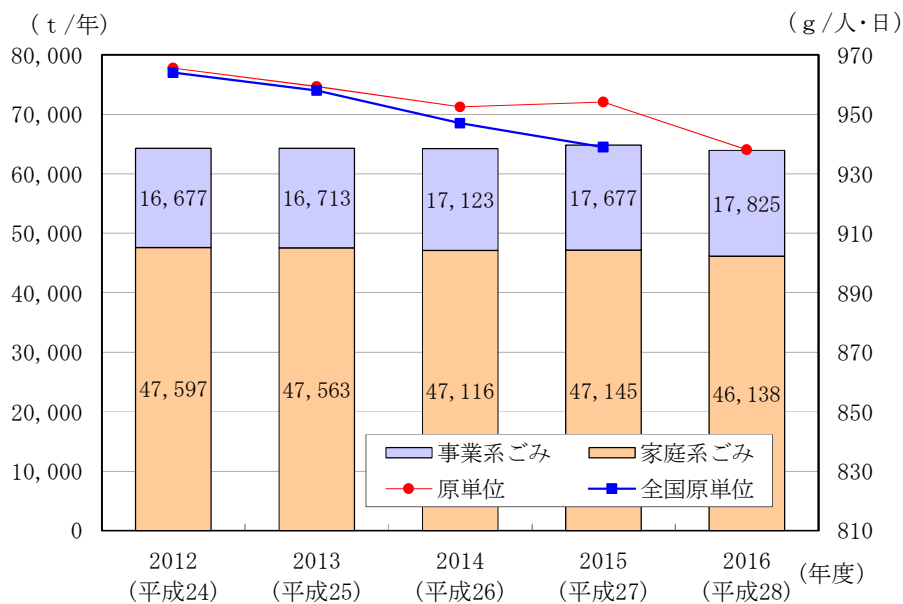


図 2-2 ごみ発生量及び 1 人 1 日平均発生量

## 第 3 節 ごみの排出抑制・資源化

### 3-1 ごみの排出抑制

本市では生ごみの排出抑制に向け、生ごみ処理機器の購入補助を行っています。近年の補助基数は、表 2-5 のとおりであり、減少しています。

表 2-5 生ごみ処理機器の補助基数

(単位：基)

区分 \ 年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
電気式生ごみ処理機	179	193	134	111	127
コンポスト	74	58	43	50	59
EMバケツ	57	20	7	8	15
減量容器	1	1	0	0	0
計	311	272	184	169	201

### 3-2 資源ごみの排出量

資源ごみの排出量は、表2-6のとおりです。エコらんどの開設に伴い、シュレッター処理紙や廃食用油の回収を開始していますが、新聞紙、雑誌の量が減少し、資源の量は年々減少しています。インターネット等電子媒体の普及により、全国的にも紙類は減少傾向にあります。

表2-6 資源ごみの排出量

(単位：t/年)

区分		年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	
家庭系ごみ	収集	空きびん	1,217	1,203	1,233	1,195	1,188	
		空き缶	379	376	360	361	347	
		プラ製容器包装	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	
		古紙	新聞紙 *	613	572	511	457	399
			雑誌 *	375	343	279	252	220
			雑がみ *	455	434	411	381	344
			ダンボール *	256	253	222	213	213
			牛乳パック *	4	3	3	2	2
			計	1,703	1,605	1,426	1,305	1,178
		古着 *	64	60	57	56	50	
	計	4,632	4,449	4,260	4,119	3,930		
	拠点回収	古紙	新聞紙 *	1,437	1,382	1,292	1,215	1,141
			雑誌 *	1,169	1,109	1,053	1,018	919
			雑がみ *	458	492	504	515	495
			ダンボール *	753	726	699	665	663
			牛乳パック *	13	14	13	13	12
			シュレッター処理紙 *	0	1	7	10	10
			計	3,830	3,724	3,568	3,436	3,240
			古着・古布 *	338	367	374	391	365
ペットボトル		287	300	402	416	426		
蛍光灯 *		24	25	22	21	19		
乾電池 *		52	52	46	48	47		
家電 *		0	17	65	69	12		
硬質プラ *		0	8	26	28	27		
廃食用油 *		0	0	1	2	2		
計		4,531	4,493	4,504	4,411	4,138		
直接搬入		空きびん	6	6	6	4	0	
		空き缶	4	2	0	0	0	
		ペットボトル *	130	134	40	6	3	
		せん定枝	483	606	737	765	701	
	計	623	748	783	775	704		
合計			9,786	9,690	9,547	9,305	8,772	
直接資源化	計		6,141	5,992	5,625	5,362	4,943	

注) \*は直接資源化を示します。

### 3-3 集団資源回収量

集団資源回収量は、表 2-7 のとおりです。新聞紙、雑誌の量が減少し、回収量は年々減少しています。

表 2-7 集団資源回収量

(単位：t/年)

年度		2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
区分						
	空きびん	3	2	3	3	2
	空き缶	24	23	24	24	23
古紙	新聞紙	2,278	2,155	2,041	1,901	1,790
	雑誌	1,102	1,041	987	927	826
	雑がみ	15	20	29	60	60
	ダンボール	672	673	650	610	590
	牛乳パック	44	41	40	37	36
	計	4,111	3,930	3,747	3,535	3,302
	古着・古布	79	78	72	68	60
	計	4,217	4,033	3,846	3,630	3,387

### 3-4 中間処理後の資源化量

中間処理後の資源化量は、表 2-8 のとおりです。

表 2-8 中間処理後の資源化量

(単位：t/年)

施設		年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
環境クリーンセンター	スラグ		583	586	577	566	565
	金属類		98	92	90	89	83
	飛灰山元還元		9	9	10	8	12
	計		690	687	677	663	660
リサイクルプラザ	金属類		1,248	1,239	1,174	1,155	1,126
	びん・カレット類		962	962	978	900	978
	再生家具等		10	10	10	10	10
	家電		0	128	114	111	148
	充電池		0	1	2	1	2
	再生プラスチック		0	16	15	12	0
	計		2,220	2,356	2,293	2,189	2,264
資源化センター	ペットボトル		267	271	325	362	356
プラスチック リサイクルセンター	プラスチック製容器包装		1,161	1,142	1,170	1,182	1,160
せんだ枝 リサイクルプラント	たい肥		1,066	1,048	1,002	974	978
	破砕品		71	13	9	9	5
	計		1,137	1,061	1,011	983	983
	総計		5,475	5,517	5,476	5,379	5,423

### 3-5 総資源化量

総資源化量は、表2-9のとおりで、減少傾向を示しています。リサイクル率も年々減少しており、2016年度(平成28年度)では21.5%となっています。

表2-9 総資源化量

(単位：t/年)

区分	年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
ごみ総発生量		64,274	64,276	64,239	64,822	63,963
直接資源化		6,141	5,992	5,625	5,362	4,943
集団資源回収		4,217	4,033	3,846	3,630	3,387
施設からの資源化		5,475	5,517	5,476	5,379	5,423
計		15,833	15,542	14,947	14,371	13,753
リサイクル率		24.6%	24.2%	23.3%	22.2%	21.5%

注) リサイクル率=資源化の計÷ごみ総発生量

数値根拠) 直接資源化：表2-6の直接資源化

集団資源回収：表2-7の計

施設からの資源化：表2-8の総計

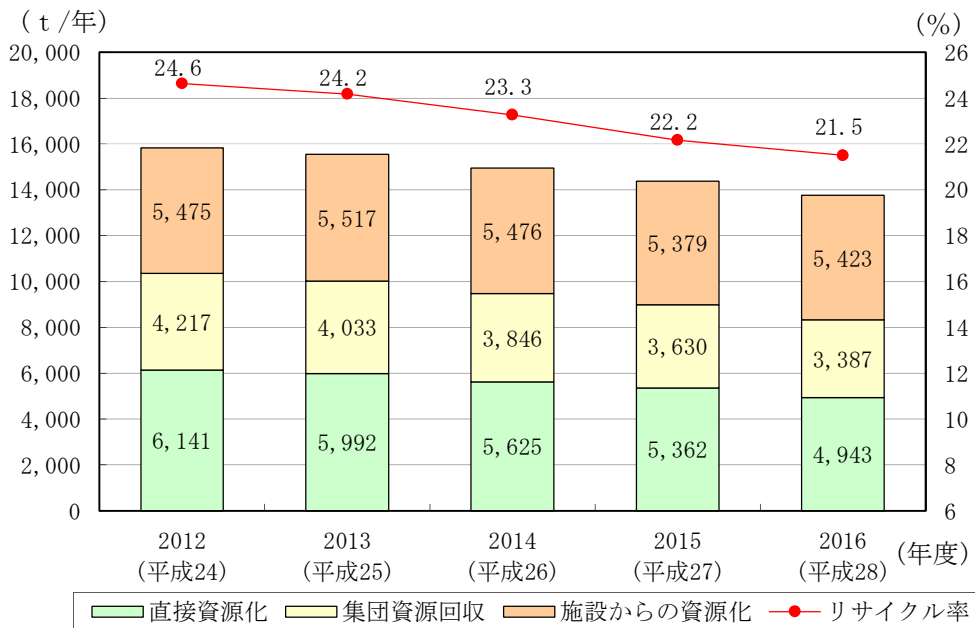


図2-3 資源化量

### 3-6 その他の資源

市内の空き地やスーパー等の駐車場において、民間事業者による古紙回収が行われており、その量を表2-10に示します。2016年度(平成28年度)において1,976 t/年あり、1人1日当たりに換算すると、約30 gとなります。

表2-10 民間古紙回収

(単位：t/年)

年度		2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
古紙	新聞紙	285	740	981	1,171
	雑誌	276	445	456	342
	雑がみ	66	89	57	50
	ダンボール	272	386	414	331
	牛乳パック	1	1	1	3
	計	900	1,661	1,909	1,897
ペットボトル		10	10	10	63
トレー		0	0	0	9
缶		0	0	0	7
計		910	1,671	1,919	1,976



## 第 4 節 収集運搬

### 4-1 収集運搬体制

収集運搬体制は、表 2-11 のとおりです。

収集運搬に使用される車両は、直営分は表 2-12、委託分は表 2-13 のとおりです。

表 2-11 収集運搬体制

分別区分		収集方式	収集頻度	収集運搬主体
可燃ごみ		ステーション方式	1 週 2 回	委託
不燃ごみ		ステーション方式	2 週 1 回	委託
資源ごみ	プラスチック製 容器包装	ステーション方式	1 週 1 回	委託
	古紙・古着	ステーション方式	2 週 1 回	委託
	びん・缶類	ステーション方式	2 週 1 回	直営
粗大ごみ		戸別収集	1 週 2 回	直営

表 2-12 収集車両(直営分) [2016 年度(平成 28 年度)]

車種	台数
プレスパッカー	4 t × 6 台
軽四ダンプ	0.35 t × 1 台
軽四トラック	0.35 t × 1 台
低床トラック	4 t × 8 台 2 t × 5 台
フックロール	4 t × 1 台

表 2-13 収集車両(委託分) [2016 年度(平成 28 年度)]

車種	台数
プレスパッカー	5.5 t × 15 台 4 t × 2 台
トラック	3 t × 2 台 2 t × 2 台

### 4-2 収集運搬量

本市の収集運搬量(直営及び委託)は、表 2-14 及び図 2-4 のとおりです。

表 2-14 収集運搬量(直営・委託)

(単位：t/年)

区分		年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)		
ごみステーション	可燃ごみ		29,110	29,047	29,174	29,403	29,289		
	不燃ごみ		1,029	1,008	982	999	881		
	資源ごみ	空きびん		1,217	1,203	1,233	1,195	1,188	
		空き缶		379	376	360	361	347	
		プラ製容器包装		1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	
		古紙	新聞紙		613	572	511	457	399
			雑誌		375	343	279	252	220
			雑がみ		455	434	411	381	344
			ダンボール		256	253	222	213	213
			牛乳パック		4	3	3	2	2
		計		1,703	1,605	1,426	1,305	1,178	
古着		64	60	57	56	50			
小計		4,632	4,449	4,260	4,119	3,930			
戸別集	粗大ごみ		87	107	125	92	89		
リサイクルステーション・拠点回収	資源ごみ	古紙	新聞紙	1,437	1,382	1,292	1,215	1,141	
			雑誌	1,169	1,109	1,053	1,018	919	
			雑がみ	458	492	504	515	495	
			ダンボール	753	726	699	665	663	
			牛乳パック	13	14	13	13	12	
			シュレッダー処理紙	0	1	7	10	10	
			計	3,830	3,724	3,568	3,436	3,240	
	古着・古布	338	367	374	391	365			
	ペットボトル	287	300	402	416	426			
	蛍光管	24	25	22	21	19			
	乾電池	52	52	46	48	47			
	家電	0	17	65	69	12			
	硬質プラ	0	8	26	28	27			
	廃食用油	0	0	1	2	2			
小計	4,531	4,493	4,504	4,411	4,138				
合計			39,389	39,104	39,045	39,024	38,327		

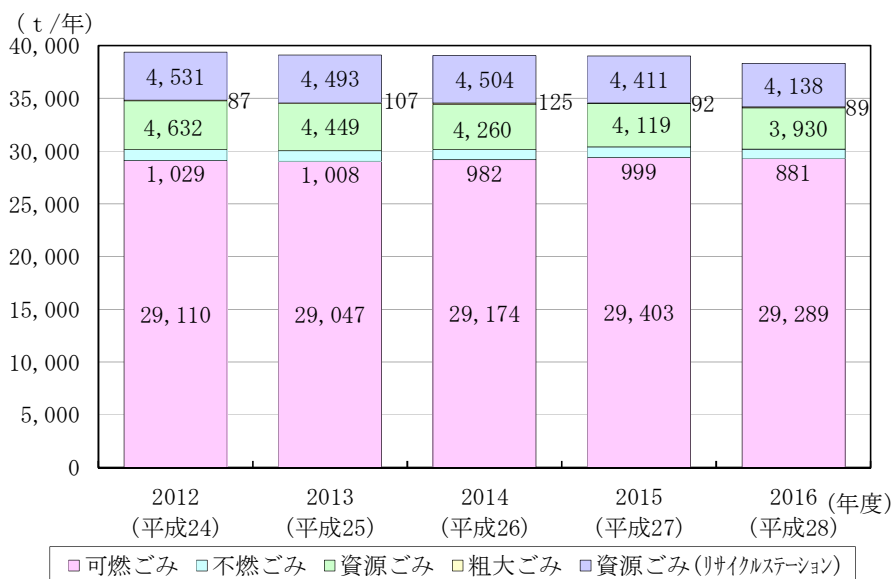


図 2-4 収集運搬量

## 第 5 節 中間処理

### 5-1 中間処理施設の概要

中間処理施設の概要は、表 2-15～表 2-19 のとおりです。

表 2-15 環境クリーンセンターの概要

項 目	内 容
処理施設	ごみ焼却施設
所 在 地	安城市和泉町大下 38 番地
処理方式	全連続燃焼式
処理能力	240 t / 日 (120t/24h×2 炉)
竣工年月	平成 9 年 3 月 (平成 27 年 3 月基幹改良工事)
処理主体	安城市

表 2-16 リサイクルプラザの概要

項 目	内 容								
処理施設	ごみ中間処理施設								
所 在 地	安城市赤松町乙菊 18 番地								
処理方式	低速式破碎機及び高速せん断型破碎機 びん・缶分別処理								
処理能力	58.2 t / 日 <table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td>不燃物・粗大ごみ破碎施設</td> <td>: 43.0 t / 日</td> </tr> <tr> <td>再生施設</td> <td>: 0.2 t / 日</td> </tr> <tr> <td>びん類選別施設</td> <td>: 9.0 t / 日</td> </tr> <tr> <td>缶類選別施設</td> <td>: 6.0 t / 日</td> </tr> </table>	不燃物・粗大ごみ破碎施設	: 43.0 t / 日	再生施設	: 0.2 t / 日	びん類選別施設	: 9.0 t / 日	缶類選別施設	: 6.0 t / 日
不燃物・粗大ごみ破碎施設	: 43.0 t / 日								
再生施設	: 0.2 t / 日								
びん類選別施設	: 9.0 t / 日								
缶類選別施設	: 6.0 t / 日								
竣工年月	平成 10 年 7 月								
処理主体	安城市								

表 2-17 資源化センターの概要

項 目	内 容
処理施設	ペットボトル処理施設
所 在 地	安城市堀内町西新田 2 番地
処理方式	選別・圧縮・梱包
処理能力	ペットボトル減容機 : 400～450kg/h
竣工年月	平成 12 年 3 月 (平成 26 年 8 月減容機更新)
処理主体	安城市

注) 乾電池・蛍光管の処理も行っています。

表 2-18 プラスチックリサイクルセンターの概要

項 目	内 容
処理施設	プラスチック処理施設
所 在 地	安城市和泉町家下 98 番地
処理方式	圧縮梱包処理
処理能力	4.8 t / 日 (5h)
竣工年月	—
処理主体	民間

表 2-19 せん定枝リサイクルプラントの概要

項 目	内 容
処理施設	せん定枝たい肥化施設
所 在 地	安城市赤松町東向 111 番地 2
処理方式	破碎、植繊機+自然発酵
処理能力	4.8 t / 日
竣工年月	平成 13 年 3 月
処理主体	安城市

## 5-2 中間処理量

本市の中間処理量は、表 2-20～表 2-24 のとおりです。環境クリーンセンター、資源化センター及びせん定枝リサイクルプラントの処理量は、増加しています。リサイクルプラザ及びプラスチックリサイクルセンターの処理量は、減少しています。

表 2-20 環境クリーンセンターの処理量

区分		年度	(単位：t/年)				
			2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
搬入	家庭系ごみ	可燃ごみ	29,110	29,047	29,174	29,403	29,289
		収集持込	1,167	1,270	1,247	1,431	1,461
	事業系ごみ	可燃ごみ	13,073	13,282	13,034	13,543	13,534
		公共ごみ	1,718	1,555	1,975	2,000	2,127
	リサイクルプラザ	可燃物	1,950	1,899	1,827	1,859	1,956
	資源化センター	可燃物	13	31	71	55	67
	せん定枝リサイクルプラント	可燃物	1,004	997	1,292	1,389	1,417
計			48,035	48,081	48,620	49,680	49,851
処理後	資源化(熔融)	スラグ	583	586	577	566	565
		金属類	98	92	90	89	83
		山元還元	9	9	10	8	12
		計	690	687	677	663	660
	紙資源		50	—	—	—	—
焼却灰		5,496	5,334	5,359	5,417	5,513	

表 2-21 リサイクルプラザの処理量

(単位：t/年)

区分				年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	
搬入	家庭系ごみ	不燃ごみ	収集	1,029	1,008	982	999	881		
			持込	25	24	19	20	26		
		粗大ごみ	収集	2,098	2,313	2,107	2,134	2,049		
			持込	165	178	194	223	273		
		空きびん	収集	1,217	1,203	1,233	1,195	1,188		
			持込	6	6	6	4	0		
		空き缶	収集	379	376	360	361	347		
			持込	4	2	0	0	0		
		残土				0	1	0	0	0
		計				4,923	5,111	4,901	4,936	4,764
処理後	可燃物			1,950	1,899	1,827	1,859	1,956		
	不燃残さ			708	821	838	814	727		
	灰及び残渣			17	18	13	19	11		
	金属類			1,248	1,239	1,174	1,155	1,126		
	びん・カレット類			962	962	978	900	978		
	再生家具等			10	10	10	10	10		
	家電			0	128	114	111	148		
	充電電池			0	1	2	1	2		
	再生プラスチック			0	16	15	12	0		
	計				4,895	5,094	4,971	4,881	4,958	

表 2-22 資源化センターの処理量

(単位：t/年)

区分				年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
搬入	家庭系ごみ	ペットボトル	持込	287	300	402	416	426	
処理後	資源化			267	271	325	362	356	
	可燃物			13	31	71	55	67	
	計			280	302	396	417	423	

表 2-23 プラスチックリサイクルセンターの処理量

(単位：t/年)

区分				年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
搬入	家庭系ごみ	プラ製容器包装	収集	1,269	1,205	1,184	1,202	1,167	
処理後	資源化			1,161	1,142	1,170	1,182	1,160	

表 2-24 せん定枝リサイクルプラントの処理量

(単位：t/年)

区分				年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)	
搬入	家庭系ごみ	せん定枝	持込		483	606	737	765	701	
	事業系ごみ	せん定枝			1,886	1,876	2,114	2,134	2,164	
	処理能力超過分(焼却処理)					-1,004	-997	-1,292	-1,389	-1,417
	計					1,365	1,485	1,559	1,510	1,448
処理後	たい肥				1,066	1,048	1,002	974	978	
	破砕品				71	13	9	9	5	
	計				1,137	1,061	1,011	983	983	

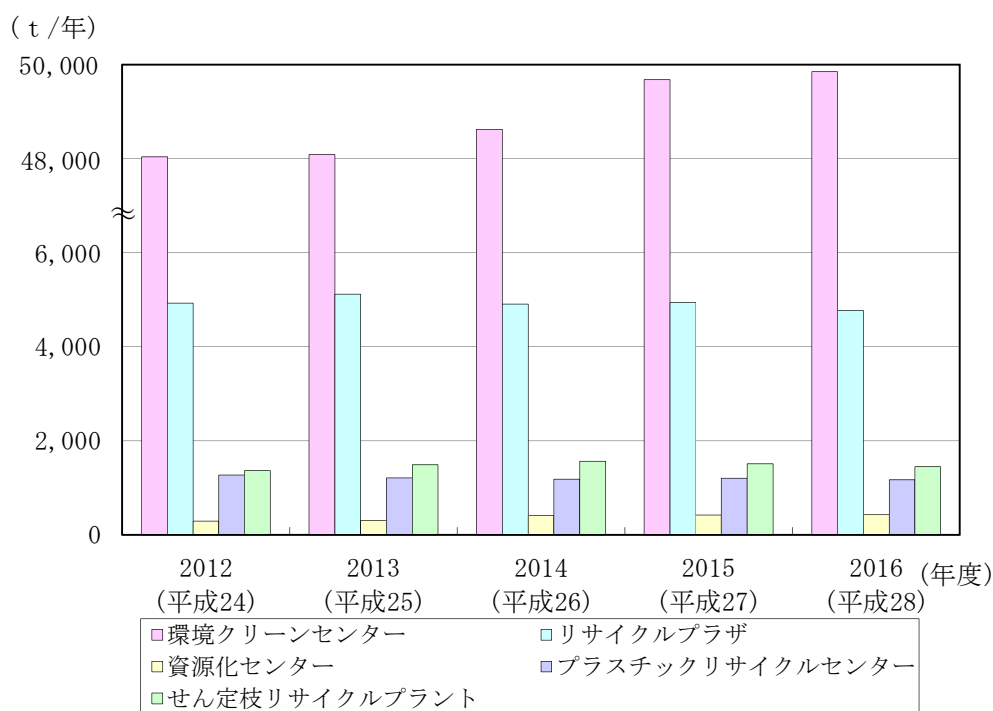


図 2-5 中間処理量

## 第 6 節 最終処分

### 6-1 最終処分場の概要

本市の最終処分場の概要は、表 2-25 のとおりです。平成 20 年度から埋立を開始しています。残余容量は 52,400 m<sup>3</sup>(平成 27 年度末時点)※となっています。

※一般廃棄物処理実態調査(平成 28 年度)

表 2-25 榎前町一般廃棄物最終処分場の概要

項 目	内 容
所在地	安城市榎前町宮下地内
埋立構造	準好気性埋立構造
敷地面積	29,098m <sup>2</sup>
埋立面積	23,400m <sup>2</sup>
埋立容量	80,200m <sup>3</sup>
竣工年月	平成 20 年 4 月
処分主体	安城市

### 6-2 最終処分量

最終処分量は、表 2-26 のとおりです。総最終処分量は、約 6,200 t 前後で推移しています。最終処分率はほぼ横ばいで、2016 年度(平成 28 年度)は 9.8%となっています。

ごみ中間処理施設からの不燃物は、「安城市榎前町一般廃棄物最終処分場」で処分され、ごみ焼却施設からの焼却灰は、「(公財)愛知臨海環境整備センター(アセック)」及び「(株)ウィズ ウェイスト ジャパン」で処分しています。

表 2-26 最終処分量

(単位：t/年)

区分	年度	2012	2013	2014	2015	2016
		(平成24)	(平成25)	(平成26)	(平成27)	(平成28)
総ごみ排出量		64,274	64,276	64,239	64,822	63,963
リサイクルプラザ	不燃物	725	839	851	833	738
環境クリーンセンター	焼却灰	5,496	5,334	5,359	5,417	5,513
計		6,221	6,173	6,210	6,250	6,251
最終処分率		9.7%	9.6%	9.7%	9.6%	9.8%

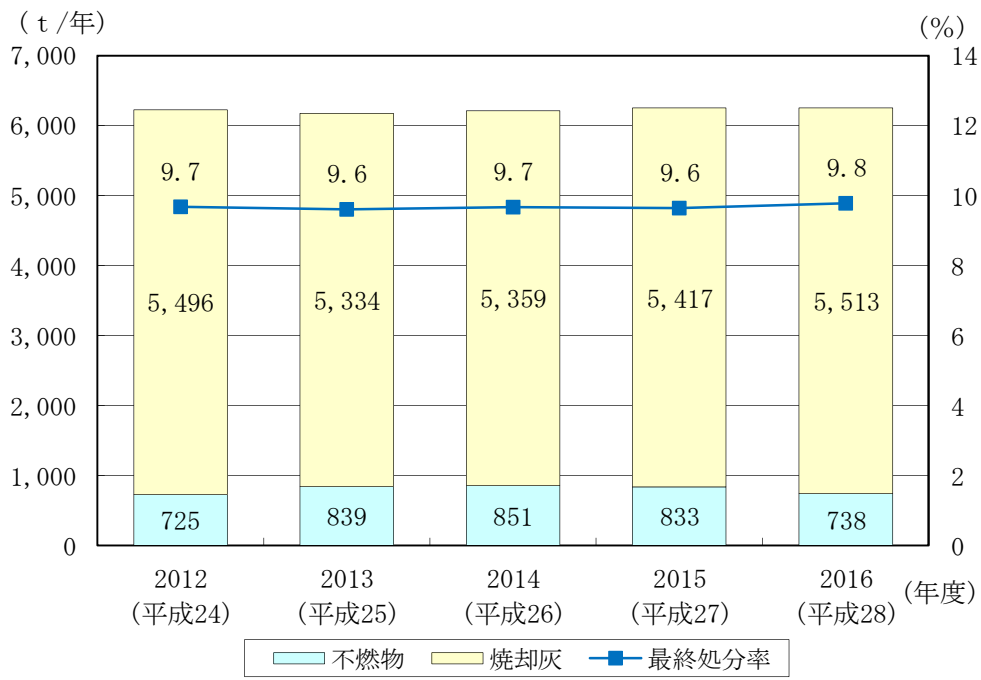


図 2-6 最終処分量



## 第 7 節 ごみ処理経費

本市のごみ処理経費は、表 2-27 のとおりです。処理経費計は、増減を繰り返しており、約 24.3～30.7 億円で推移しています。

1 人当たりのごみ処理経費は、2014 年度(平成 26 年度)を境に減少しており、2016 年度(平成 28 年度)に約 15 千円となっています。

1 t 当たりのごみ処理経費も、2014 年度(平成 26 年度)を境に減少しており、2016 年度(平成 28 年度)に約 46 千円となっています。

表 2-27 ごみ処理経費

(単位：千円)

区分		年度	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
建設・改良費			286,505	697,524	675,960	649,594	468,396
処理及び維持管理費	人件費		370,486	383,484	386,728	347,759	355,764
	処理費	収集運搬費	92,456	110,008	116,533	114,355	111,733
		中間処理費	257,644	314,826	390,981	318,087	316,927
		最終処分費	19,008	34,350	44,242	40,721	15,244
		計	369,108	459,184	551,756	473,163	443,904
	委託費	収集運搬費	412,528	424,017	433,985	439,436	439,884
		中間処理費	874,997	832,976	909,924	917,731	960,036
		最終処分費	101,062	98,691	103,245	107,729	113,336
		その他	5,027	1,521	1,553	1,235	1,011
	計	1,393,614	1,357,205	1,448,707	1,466,131	1,514,267	
	車両等購入費		12,155	13,179	11,705	19,106	13,802
	組合分担金		0	0	0	0	0
	調査研究費		0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	
処理経費計			2,431,868	2,910,576	3,074,856	2,955,753	2,796,133
人口(人)			182,371	183,552	184,780	185,615	186,806
総ごみ排出量(t/年)			60,057	60,243	60,393	61,192	60,576
1人当たりのごみ処理経費(円/人)			13,335	15,857	16,641	15,924	14,968
1t当たりのごみ処理経費(円/t)			40,493	48,314	50,914	48,303	46,159

資料：一般廃棄物処理事業実態調査処理状況調査票

## 第 3 章 ごみ処理の評価

### 第 1 節 分別区分の評価

本市の分別区分は、環境省の「循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針 平成 19 年 6 月（平成 25 年 6 月改訂）」（以下、処理システム指針という。）に示されている分別区分と比較をすると、表 3-1 に示すとおりです。「類型Ⅲ」に近い分別区分となっています。

\*表 3-1 の分別収集区分は、処理システム指針の表記によるものです。

表 3-1 処理システム指針の分別区分との比較

分別収集区分		類型Ⅰ	類型Ⅱ	類型Ⅲ	安城市	備考
①資源回収する 容器包装	①-1 アルミ缶・スチール缶	○	○	○	○	
	①-2 ガラスびん	○	○	○	○	
	①-3 ペットボトル	○	○	○	○	
	①-4 プラスチック製容器包装		○	○	○	
	①-5 紙製容器包装		○	○		
②古紙類・布類等		○	○	○	○	
③生ごみ、廃食用油等				○	△	廃食用油 は実施
④小型家電			○	○	○	
⑤燃やすごみ		○	○	○	○	
⑥燃やさないごみ		○	○	○	○	
⑦その他専用の処理のために分別するごみ		○	○	○	○	乾電池 蛍光管
⑧粗大ごみ		○	○	○	○	

資料：『循環型社会づくりに向けた一般廃棄物処理システムの指針』（平成 19 年 6 月（平成 25 年 6 月改訂）環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）の p3

## 第 2 節 廃棄物処理システムによる比較評価

### 2-1 比較項目

廃棄物処理の状況を評価するために、処理システム指針の中の「一般廃棄物処理システムの評価の考え方」を参考に、ごみ処理状況について類似団体と比較を行います。

比較項目については、①1人1日当たりのごみ総排出量、②廃棄物からの資源回収率、③最終処分される割合、④人口1人当たりの年間処理経費、⑤最終処分減量に要する費用の5項目とします。

比較に用いるデータは、一般廃棄物処理実態調査結果（2015年度(平成27年度)）とします。

### 2-2 比較結果

#### (1) 単年度比較

##### ① 類似都市平均との比較

比較する類似団体は、総務省が提示している類似団体別市町村財政指数表の類型（平成17年6月22日付総務省自治財政局長通知総財務第106号「団体間で比較可能な財政情報の開示について」）に準拠し、2016年度(平成28年度)における類似団体は、安城市は『類型IV-2』\*1に該当し、表3-2に示す15市です。

\*1) 類型IV-2：一般市（指定都市、中核市及び施行時特例市除く）のうち「人口15万人以上、産業構造の第2次・第3次産業が90%以上、かつ第3次産業が65%未満に該当する自治体

表3-2 類似団体（類型IV-2）

団体名		団体名		団体名	
茨城県	日立市	富山県	高岡市	愛知県	安城市
茨城県	ひたちなか市	長野県	上田市	愛知県	西尾市
栃木県	足利市	岐阜県	大垣市	愛知県	小牧市
栃木県	栃木市	静岡県	磐田市	三重県	松阪市
栃木県	小山市	愛知県	豊川市	愛媛県	今治市

資料：『類似団体別職員数の状況（平成28年4月1日現在）』（平成29年3月 総務省自治行政局公務員部 給与能率推進室）のp15

類似団体平均と 2015 年度(平成 27 年度)実績の比較結果を、表 3-3 に示します。最終処分される割合、1 人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は劣っていますが、廃棄物からの資源回収率が、優れた状況となっています(図 3-1 参照)。

表 3-3 類似団体平均との比較結果 [2015 年度(平成 27 年度)]

		一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
安城市		954 (100)	22.2 (116)	9.6 (83)	12,321 (55)	36,490 (52)
類似 団体	平均	950 (100)	19.1 (100)	8.2 (100)	8,521 (100)	24,629 (100)
	最大	1,079	29.1	16.0	14,754	47,336
	最小	757	13.1	2.7	2,847	9,159

注) ( )内数値は、類似団体平均を100とした場合の指数に換算した値を示す。  
100以上であれば、類似団体平均より優れており、100以下であれば、劣っている。

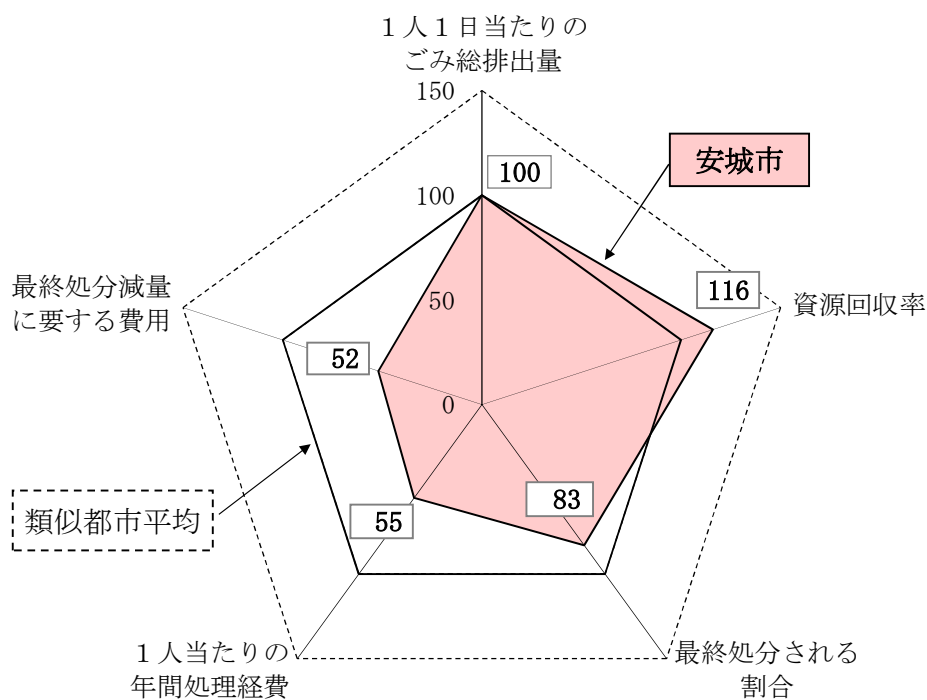


図 3-1 類似団体平均との比較結果 [2015 年度(平成 27 年度)]

② 近隣9市平均との比較

近隣9市\*2平均と2015年度(平成27年度)実績の比較結果を、表3-4(1)に示します。1人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は劣っていますが、廃棄物からの資源回収率が、優れた状況となっています(図3-2(1)参照)。

\*1)近隣9市：岡崎市、碧南市、刈谷市、豊田市、安城市、西尾市、知立市、高浜市、みよし市

表3-4(1) 近隣9市平均との比較結果 [2015年度(平成27年度)]

		一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
安城市		957 (103)	22.2 (121)	9.6 (96)	12,321 (52)	36,490 (48)
近隣 9市	平均	987 (100)	18.3 (100)	9.2 (100)	8,316 (100)	23,965 (100)
	最大	1,068	22.2	11.9	12,321	36,490
	最小	906	13.5	5.2	4,893	12,988

注) ( )内数値は、近隣9市平均を100とした場合の指数に換算した値を示す。  
100以上であれば、近隣9市平均より優れており、100以下であれば、劣っている。

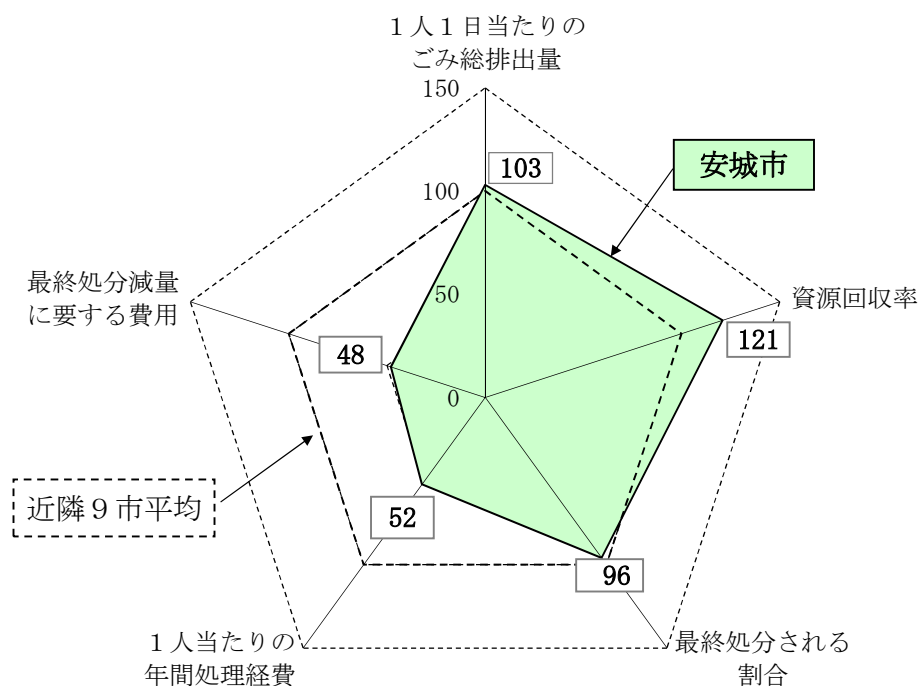


図3-2(1) 近隣9市平均との比較結果 [2015年度(平成27年度)]

◎ 近隣9市平均との比較（経費等に組合分担金を含んだ場合）

経費等に組合分担金を含んだ場合の比較結果を、表 3-4(2)に示します。1人1日当たりのごみ総排出量、最終処分される割合、1人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は、近隣9市平均とほぼ同等を示しています。廃棄物からの資源回収率については、優れた状況となっています（図 3-2(2)参照）。

表 3-4(2) 近隣9市平均との比較結果(組合分担金を含んだ場合) [2015年度(平成27年度)]

		一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
安城市		957 (103)	22.2 (121)	9.6 (96)	12,321 (94)	36,490 (94)
近隣 9市	平均	987 (100)	18.3 (100)	9.2 (100)	11,668 (100)	34,434 (100)
	最大	1,068	22.2	11.9	15,057	48,249
	最小	906	13.5	5.2	9,215	25,867

注) ( )内数値は、近隣9市平均を100とした場合の指数に換算した値を示す。  
100以上であれば、近隣9市平均より優れており、100以下であれば、劣っている。

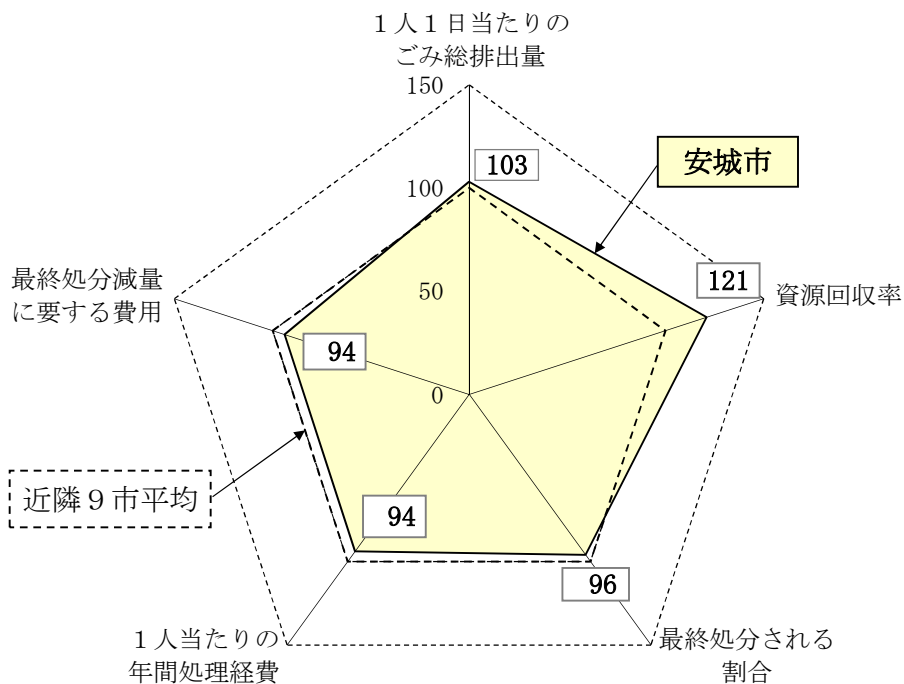


図 3-2(2) 近隣9市平均との比較結果(組合分担金を含んだ場合) [2015年度(平成27年度)]

③ 愛知県内平均との比較

愛知県内平均と 2015 年度(平成 27 年度)実績の比較結果を、表 3-5 に示します。  
1 人当たりの年間処理経費及び最終処分減量に要する費用は劣っていますが、廃棄物からの資源回収率が、優れた状況となっています(図 3-3 参照)。

表 3-5 愛知県内平均との比較結果 [2015 年度(平成 27 年度)]

		一人一日当たり ごみ総排出量 (g/人・日)	廃棄物からの 資源回収率 (%)	最終処分される 割合 (%)	人口一人当たり 年間処理経費 (円/人・年)	最終処分減量 に要する費用 (円/t)
安城市		957 (97)	22.2 (115)	9.6 (98)	12,321 (56)	36,490 (65)
県内	平均	932 (100)	19.3 (100)	9.4 (100)	8,571 (100)	27,085 (100)
	最大	1,552	35.7	16.3	20,889	79,460
	最小	696	7.4	2.3	106	410

注) ( )内数値は、県内平均を100とした場合の指数に換算した値を示す。  
100以上であれば、県内平均より優れており、100以下であれば、劣っている。

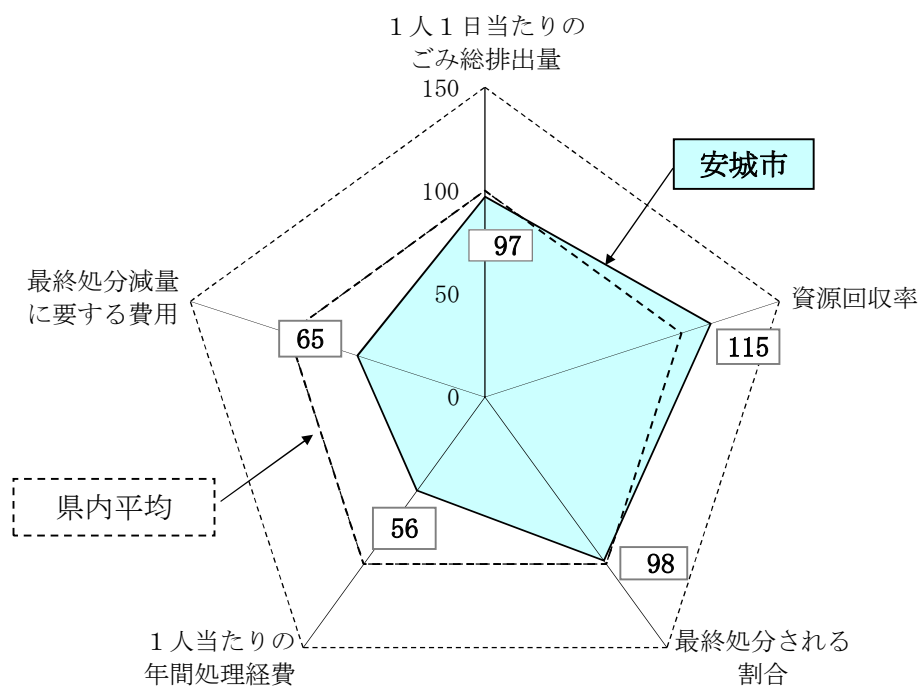


図 3-3 愛知県内平均との比較結果 [2015 年度(平成 27 年度)]

## (2) 経年比較

類似団体との経年的比較結果を、図3-4～図3-8に示します。

1人1日当たりごみ総排出量は、緩やかな減少傾向を示しています。

廃棄物からの資源回収率は、近年、減少傾向を示しています。類似団体平均よりも、優れた状況となっています。

最終処分される割合は、近年、減少傾向を示しています。類似団体平均の方が、減少の傾きが大きくなっています。

人口1人当たり年間処理経費は、類似団体平均よりも、高い値を示しています。中間処理費が、他の団体より高くなっています。

最終処分減量に要する費用も、類似団体平均よりも、高い値を示しています。

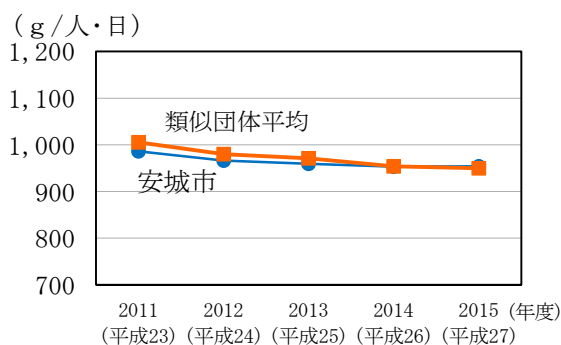


図3-4 1人1日当たりのごみ総排出量

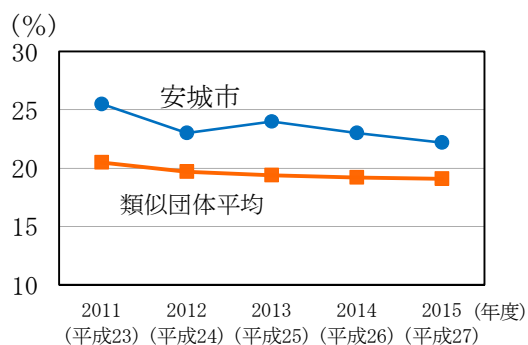


図3-5 廃棄物からの資源回収率

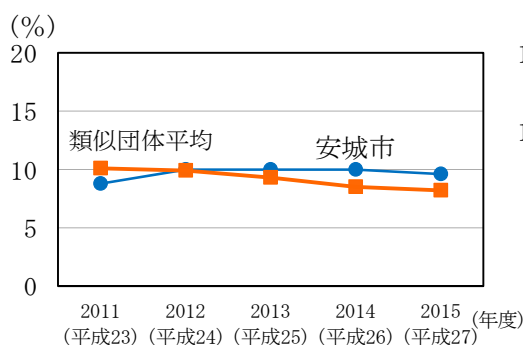


図3-6 最終処分される割合

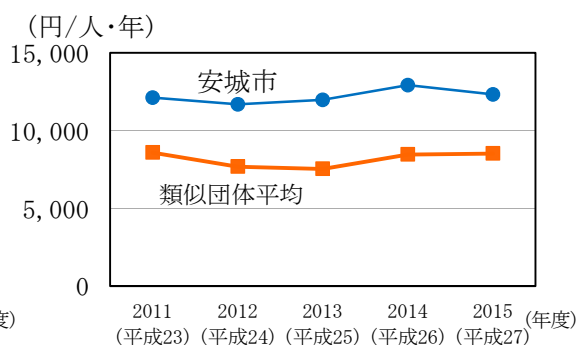


図3-7 人口1人当たりの年間処理経費



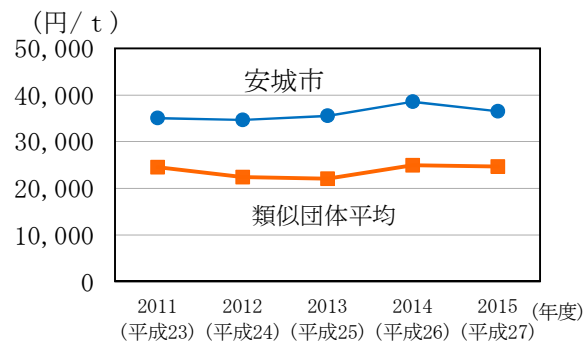


図 3-8 最終処分減量に要する費用

### 第 3 節 前計画の目標達成状況

#### (1) 1人1日当たりのごみ発生量\*2

1人1日当たりのごみ発生量は、図3-9のとおり、2017年度(平成29年度)において890g/人・日を目標としています。それに対し、実績は表3-6のとおりであり、2016年度(平成28年度)では938g/人・日となっており、48g/人・日の削減が必要です。

\*2) 1人1日当たりのごみ発生量 = (家庭系ごみ量(資源ごみ、集団資源回収含む) + 事業系ごみ量(せん定枝含む)) ÷ 人口 ÷ 年間日数

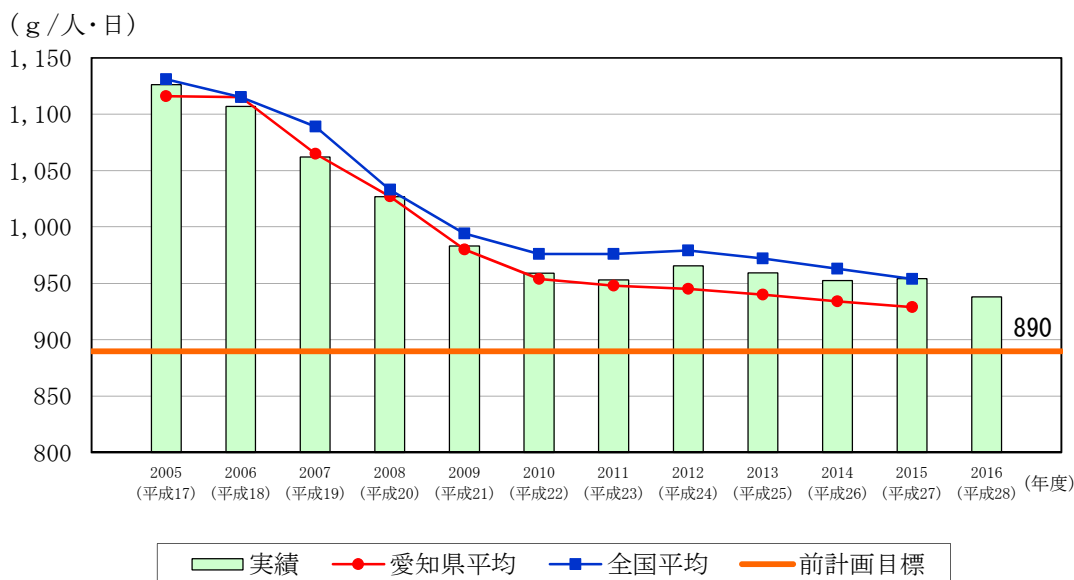


図3-9 1人1日当たりのごみ発生量の実績及び目標値

表3-6 1人1日当たりのごみ発生量の推移

		(単位: g/人・日)										
年度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
実績	1,126	1,107	1,062	1,027	983	959	953	966	959	952	954	938
愛知県平均	1,116	1,115	1,065	1,027	980	954	948	945	940	934	929	
全国平均	1,131	1,115	1,089	1,033	994	976	976	979	972	963	954	

## (2) 1人1日当たりのごみ排出量\*3

1人1日当たりのごみ排出量は、図3-10のとおり、2017年度(平成29年度)において611g/人・日を目標としています。それに対し、実績は表3-7のとおりであり、2016年度(平成28年度)では697g/人・日となっており、86g/人・日の削減が必要です。

\*3) 1人1日当たりのごみ排出量 = (家庭系ごみ量(資源ごみ、集団資源回収除く) + 事業系ごみ排出量(せん定枝除く)) ÷ 人口 ÷ 年間日数

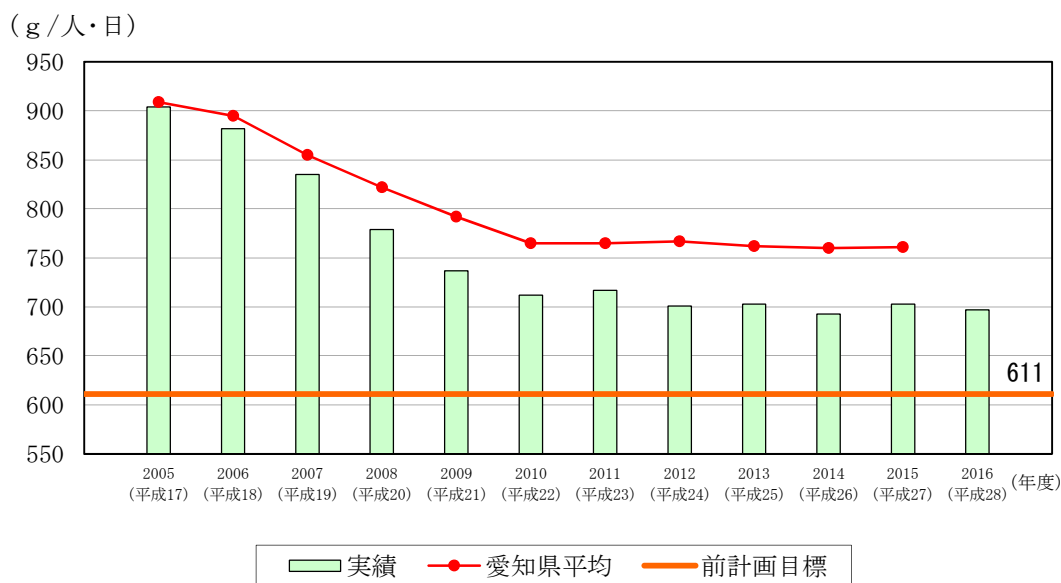


図3-10 1人1日当たりのごみ排出量の実績及び目標値

表3-7 1人1日当たりのごみ排出量の推移

(単位: g/人・日)

年度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
実績	904	882	835	779	737	712	717	701	703	693	703	697
愛知県平均	909	895	855	822	792	765	765	767	762	760	761	761

### (3) 1人1日当たりの資源ごみ排出量\*4

1人1日当たりの資源ごみ排出量は、図3-11のとおり、2017年度(平成29年度)において254g/人・日を目標としています。それに対し、実績は表3-8のとおりであり、2016年度(平成28年度)では210g/人・日となっており、44g/人・日の拡大が必要です。

\*4) 1人1日当たりの資源ごみ排出量 = (資源ごみ量 + 集団資源回収量 + せん定枝) ÷ 人口 ÷ 年間日数

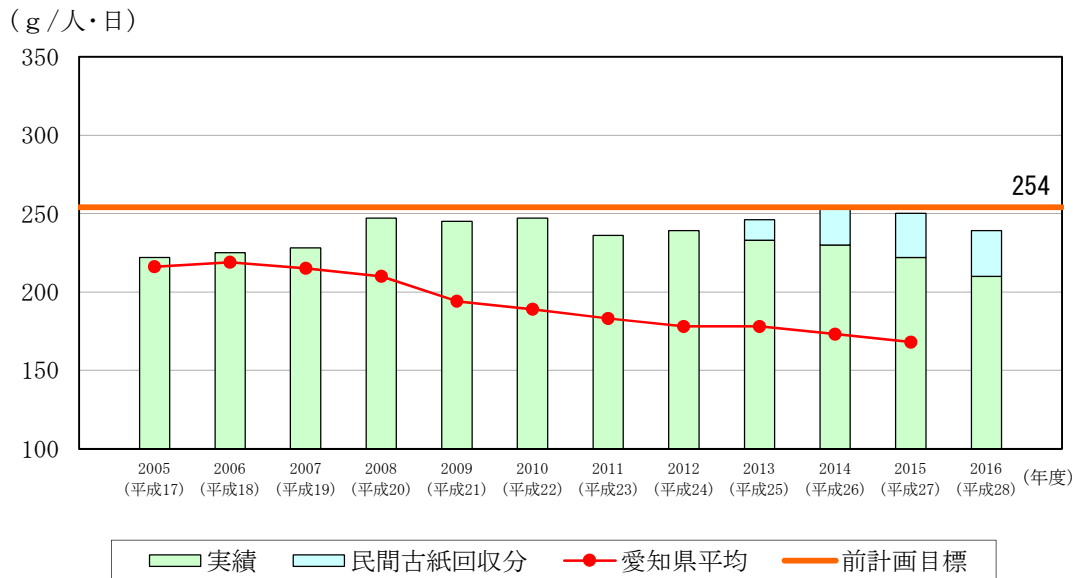


図3-11 1人1日当たりの資源ごみ排出量の実績及び目標値

表3-8 1人1日当たりの資源ごみ排出量の推移

(単位: g/人・日)

年度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
実績	222	225	228	247	245	247	236	239	233	230	222	210
民間古紙回収分	—	—	—	—	—	—	—	—	13	25	28	29
愛知県平均	216	219	215	210	194	189	183	178	178	173	168	—

注) 民間古紙回収は、それまで資源ごみや集団資源回収として出されていたものが、販売店等の駐車場等で回収されたものを示します。

#### (4) リサイクル率

リサイクル率は、図3-12のとおり、2017年度(平成29年度)において28.6%を目標としています。それに対し、実績は表3-9のとおりであり、2016年度(平成28年度)では21.5%となっており、7.1ポイントの拡大が必要です。

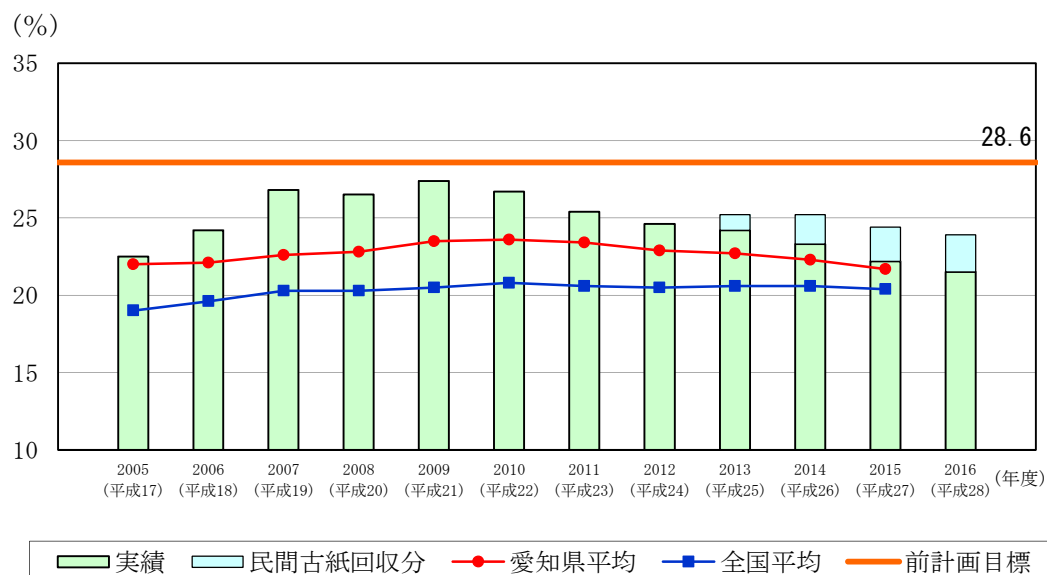


図3-12 リサイクル率の実績及び目標値

表3-9 リサイクル率の推移

(単位: %)

年度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
実績	22.5	24.2	26.8	26.5	27.4	26.7	25.4	24.6	24.2	23.3	22.2	21.5
民間古紙回収分	—	—	—	—	—	—	—	—	1.0	1.9	2.2	2.4
愛知県平均	22.0	22.1	22.6	22.8	23.5	23.6	23.4	22.9	22.7	22.3	21.7	
全国平均	19.0	19.6	20.3	20.3	20.5	20.8	20.6	20.5	20.6	20.6	20.4	

(5) 最終処分率（ごみ排出量に占める最終処分量の割合）

最終処分率は、図 3-13 のとおり、2017 年度(平成 29 年度)において 9.2%を目標と  
 しています。それに対し、実績は表 3-10 のとおりであり、2016 年度(平成 28 年度)で  
 は 9.8%となっており、0.6 ポイントの拡大が必要です。

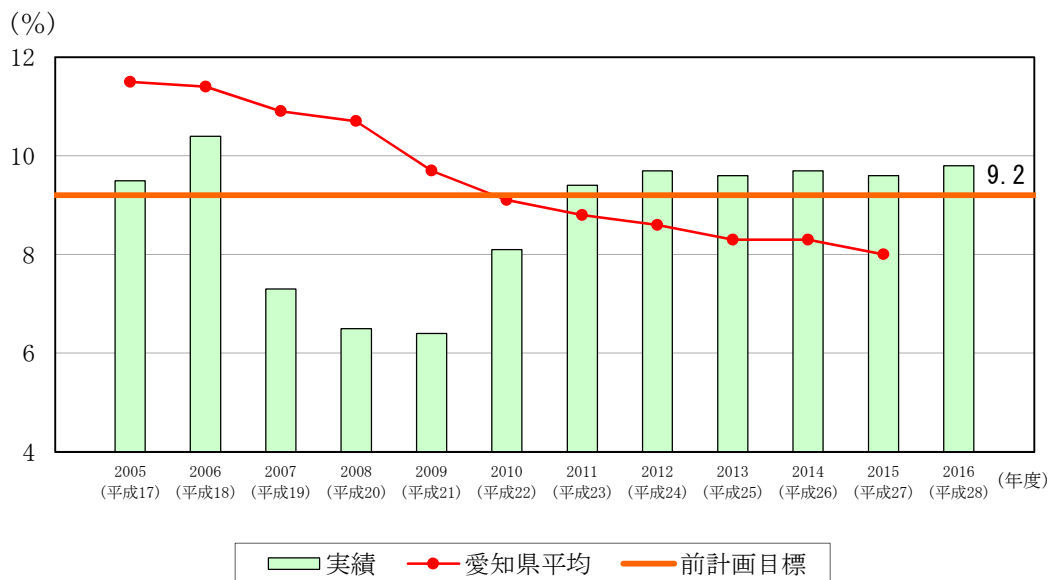


図 3-13 最終処分率の実績及び目標値

表 3-10 最終処分率の推移

(単位：%)

年度	2005 (平成17)	2006 (平成18)	2007 (平成19)	2008 (平成20)	2009 (平成21)	2010 (平成22)	2011 (平成23)	2012 (平成24)	2013 (平成25)	2014 (平成26)	2015 (平成27)	2016 (平成28)
実績	9.5	10.4	7.3	6.5	6.4	8.1	9.4	9.7	9.6	9.7	9.6	9.8
愛知県平均	11.5	11.4	10.9	10.7	9.7	9.1	8.8	8.6	8.3	8.3	8.0	

---

---

## 第 4 章 ごみ処理行政の動向

---

---

### 第 1 節 国・県におけるごみ処理行政の動向

#### 1-1 循環型社会形成に係る法体系

「循環型社会形成推進基本法」は、循環型社会構築に向けた基本的枠組みを定めた法律であり、「廃棄物処理法」はこの法律の実施法として「環境基本法」のもとに明確に位置付けられ、廃棄物を取り扱う上で念頭に置くべき理念が追加されるなど新たな体系が組み立てられました。同時に「資源有効利用促進法<sup>※5</sup>」も改正され、事業者に対する再生資源の利用や製品の長寿命化など「循環型社会形成推進基本法」の実施法として位置付けられています。

また、平成 12 年に「建設リサイクル法<sup>※6</sup>」、「食品リサイクル法<sup>※7</sup>」、「グリーン購入法<sup>※8</sup>」、平成 14 年に「自動車リサイクル法<sup>※9</sup>」、平成 24 年に「小型家電リサイクル法<sup>※10</sup>」が制定され、既に施行されていた「容器包装リサイクル法<sup>※11</sup>」や「家電リサイクル法<sup>※12</sup>」とともに、循環型社会形成の推進のための法体系が図 4-1 に示すように整備されています。

※5) 資源有効利用促進法：資源の有効な利用の促進に関する法律

※6) 建設リサイクル法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

※7) 食品リサイクル法：食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律

※8) グリーン購入法：国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律

※9) 自動車リサイクル法：使用済自動車の再資源化等に関する法律

※10) 小型家電リサイクル法：使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律

※11) 容器包装リサイクル法：容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律

※12) 家電リサイクル法：特定家庭用機器再商品化法

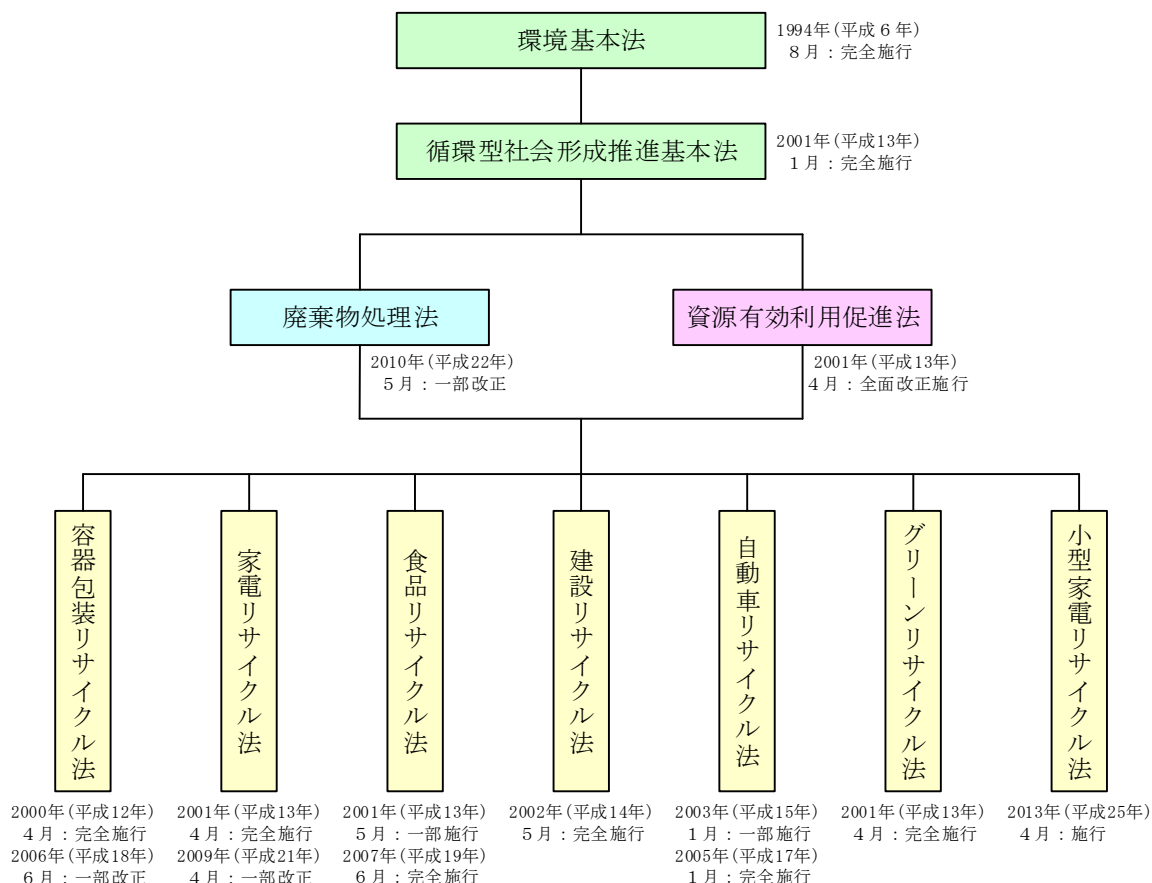


図 4-1 循環型社会形成の推進のための法体系

## 1-2 国の関連計画等

国は、「循環型社会形成推進基本法」に基づき「第3次循環型社会形成推進基本計画」（平成25年5月31日閣議決定）を策定し、取り組み目標として一般廃棄物の減量化に関する目標を設定しています。

また、「廃棄物処理法」に基づく「廃棄物処理基本方針<sup>※13</sup>」（平成28年1月改正）の中で、一般廃棄物の減量化目標を設定しています。なお、排出削減の目標値については、上記の第3次循環型社会形成推進基本計画の目標値に基づき設定されたものです。

※13) 廃棄物処理基本方針：廃棄物の減量その他その適正な処理に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な方針

## 1-3 県の処理計画

愛知県では、廃棄物の処理について、その減量化や資源化を推進し、また、最終的に残った廃棄物について適正な処理を確保するため、廃棄物処理法に基づき策定した「愛知県廃棄物処理計画」を平成29年3月に策定しています。その中で、一般廃棄物の減量化の目標値を定めています。



## 第 2 節 国・県の目標値

国や県のごみ処理の目標の設定状況を、表 4-1 に示します。

表 4-1 減量化目標等

	国の基本方針	循環型社会形成 推進基本計画	愛知県廃棄物 処理計画	安城市 総合計画	安城市 環境基本計画
目標年度	2020年度	2020年度	2021年度	2023年度	2020年度
ごみ排出量	2012年度(平成24年度)に対し、約12%削減		2014年度(平成26年度)に対し、約6%削減		
1人1日当たりのごみ排出量		2000年度(平成12年度)に対し、25%削減			
1人1日当たりの家庭ごみ排出量(資源ごみ等除く)	500g/人・日	2000年度(平成12年度)に対し、25%削減	500g/人・日		
事業系ごみ排出量		2000年度(平成12年度)に対し、35%削減			
資源化率	27%		約23%	26%	25.5%
最終処分量	2012年度(平成24年度)に対し、約14%削減		2014年度(平成26年度)に対し、約7%削減		
1人1日当たりの最終処分量					88g/人・日

### 第 3 節 広域化の動向

愛知県では、平成 21 年 3 月に「第 2 次愛知県ごみ焼却処理広域化計画」を策定しています。この広域化計画では、焼却能力 300 t/日以上を基準として、県内を 13 ブロックに区割りをを行い、300 t/日以上の全連続炉への集約化を目指すこととしています。

本市は、碧南市、刈谷市、知立市及び高浜市と「衣浦東部ブロック」に属しています。各市のごみ焼却施設の状況は、表 4-2 のとおりです。ごみ焼却施設以外の施設は、表 4-3 のとおりです。

表 4-2 衣浦東部ブロックにおけるごみ焼却施設

設置主体名	施設規模 (t/日)	処理方式	竣工年度	備 考
衣浦衛生組合 (構成市：碧南市・高浜市)	190	ストーカ式	1995 年度 (平成 7 年度)	
刈谷知立環境組合 (構成市：刈谷市・知立市)	291	ストーカ式	2009 年度 (平成 21 年度)	
安城市	240	ストーカ式	1997 年度 (平成 9 年度)	

資料：一般廃棄物処理実態調査結果 平成 27 年度

表 4-3 衣浦東部ブロックにおけるごみ焼却施設以外の施設

	設置主体名	施設規模 (t/日)	処理方式	竣工年度	備 考
粗大ごみ 処理施設	衣浦衛生組合 (構成市：碧南市・高浜市)	40	併用	1995 年度 (平成 7 年度)	
資源化 施設	衣浦衛生組合 (構成市：碧南市・高浜市)	5	リサイクルプラザ	1997 年度 (平成 9 年度)	
	安城市	3	ペットボトル	2000 年度 (平成 12 年度)	
		58	リサイクルプラザ	1998 年度 (平成 10 年度)	
		4.8	たい肥化施設	2001 年度 (平成 13 年度)	
最終処分場	碧南市	41,443m <sup>3</sup>	—	1987 年度 (昭和 62 年度)	埋立完了予定 2041 年度
	刈谷市	87,000m <sup>3</sup>	—	1997 年度 (平成 9 年度)	埋立完了予定 2041 年度
	安城市	80,200m <sup>3</sup>	—	1994 年度 (平成 6 年度)	埋立完了予定 2029 年度
	知立市	46,553m <sup>3</sup>	—	1987 年度 (昭和 62 年度)	埋立完了予定 2022 年度

資料：一般廃棄物処理実態調査結果 平成 27 年度

---

## 第 5 章 課題の抽出

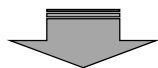
---

排出抑制・資源化に関する課題、処理・処分に関する課題、その他の課題について、課題を整理します。

### (1) 排出抑制・資源化に関する課題

#### 【現状】

- ・家庭系ごみは、排出抑制や資源化における施策等を実施しており、1人1日当たりの排出量は減少傾向にあります。今後も引き続き取組を推進していく必要があります。
- ・ごみ組成分析より、資源となりうるものが、可燃ごみ約16%、不燃ごみ約11%含まれています。
- ・市民アンケートより、食品ロスが問題になっていることを知っている方が、約7割を占め、食品ロス対策が必要となっています。
- ・集団資源回収も含め、資源ごみ量が減少傾向を示しています。
- ・事業系ごみは、増加傾向を示しています。



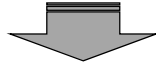
#### 【課題】

- ・排出抑制や資源化に関する広報啓発の充実を図っていく必要があります。
- ・食品ロス対策の情報提供を行っていく必要があります。
- ・スーパー駐車場等での民間古紙回収が増加しており、その実態把握を行っていく必要があります。
- ・事業系ごみについては、減量指導や規制強化を図っていく必要があります。古紙類については、資源化を推進するため、環境クリーンセンターへの搬入を規制する必要があります。

## (2) 処理・処分施設に関する課題

### 【現状】

- ・ 中間処理施設であるごみ焼却施設が稼働後 20 年、リサイクルプラザが稼働後 19 年経過しており、施設の老朽化が見られます。
- ・ 焼却灰は、「(公財)愛知臨海環境整備センター (アセック)」及び「(株)ウィズ ウェイスト ジャパン」で埋立処分しています。



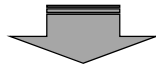
### 【課題】

- ・ 処分場の整備が困難な中、埋立対象物の、減量化・減容化を図っていく必要があります。
- ・ 焼却灰の効率的な再資源化、再利用の調査・研究を図っていく必要があります。

## (3) その他の課題

### 【現状】

- ・ ごみ処理経費は、1 人当たりのごみ処理経費、ごみ 1 t 当たりのごみ処理経費、ともに平成 26 年度を境に減少傾向を示しています。



### 【課題】

- ・ 今後も、ごみの排出量の減量に努め、ごみ処理経費の削減を図っていきます。

## 第 6 章 ごみ発生量及びごみ排出量の見込み

### 第 1 節 将来ごみ量等の推計方法

将来ごみ量等の推計方法は、図 6-1 に示すとおり、将来人口及び将来ごみ量（原単位）を予測し、現状施策を維持した場合の将来ごみ発生量を推計する。次に、減量目標を設定し、その目標を達成した場合の将来ごみ排出量を推計します。

一般廃棄物処理基本計画の策定にあたり、将来ごみ発生量等の将来予測には、一般的に用いられるトレンド法（時系列分析）により推計を行うものとします。

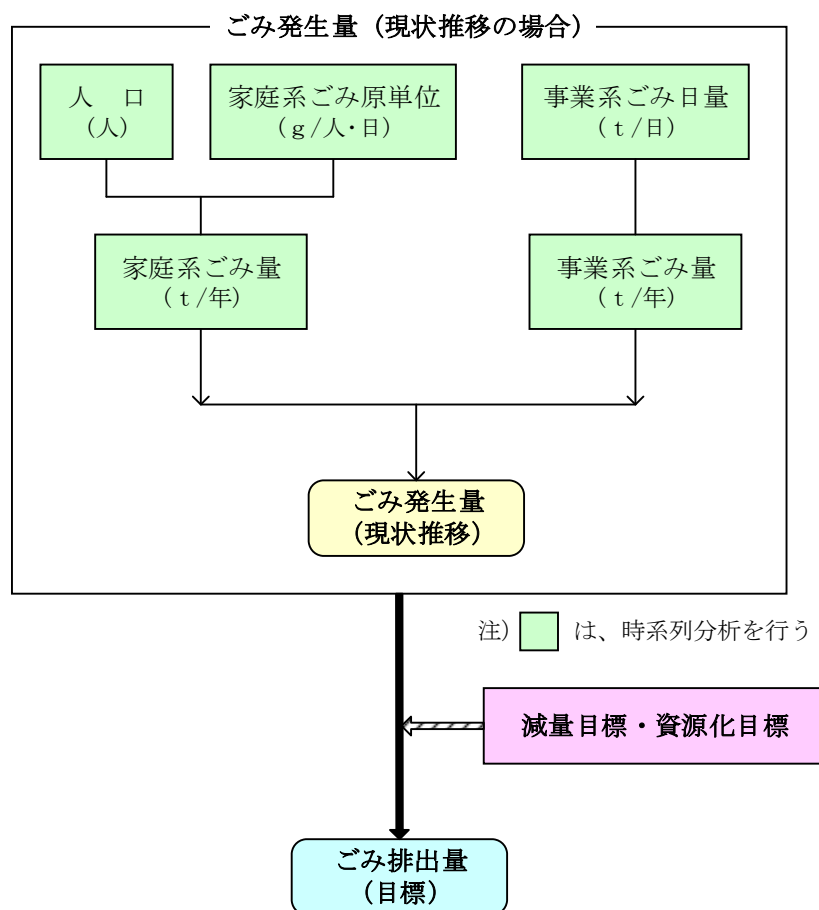


図 6-1 将来ごみ量等推計手順

## 第 2 節 将来人口

将来人口は、表 6-1 のとおり、『第 8 次安城市総合計画』（平成 27 年度策定）の将来人口を踏襲するものとします。図 6-2 に示すとおり、将来人口は増加傾向にあります。

表 6-1 総合計画の将来人口

(単位：人)

年	2020	2025	2030
将来人口	187,615	189,902	191,572

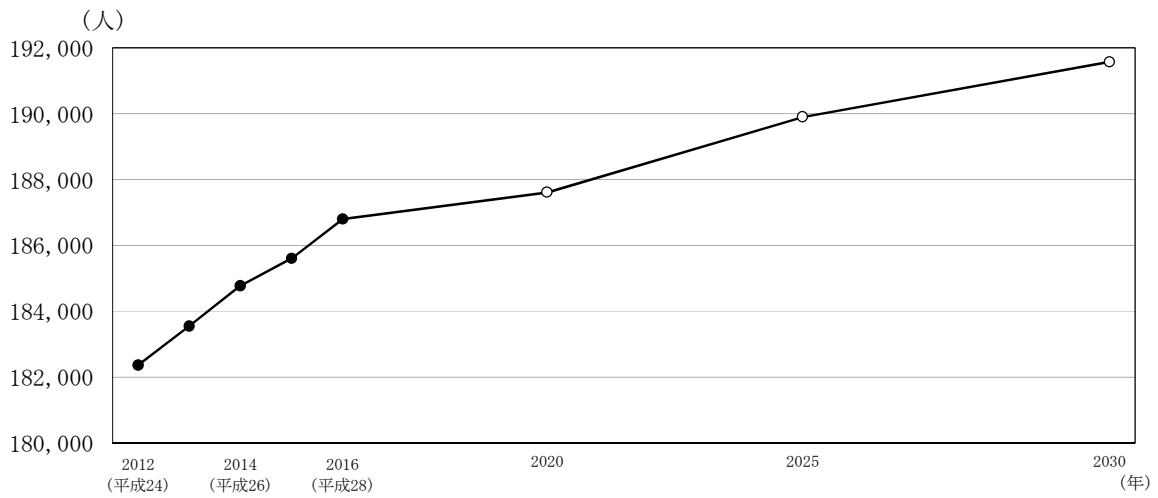


図 6-2 総合計画の将来人口

### 第 3 節 ごみ発生量の将来推計

ここでは、現行施策を保持した場合のごみ量(=ごみ発生量)の予測を行い、表 6-2 のとおり推計します。

家庭系ごみ発生量は、図 6-3 のとおり、減少傾向を示しています。2027 年度に 44,406 t/年となり、2016 年度(平成 28 年度)に比べ、約 4%の減少となります。

事業系ごみ発生量は、増加傾向を示し、2027 年度に 20,582 t/年となり、約 15%の増加となります。

1 人 1 日当たりのごみ発生量は、減少傾向を示し、2027 年度に 934 g/人・日となり、0.4%の減少と推計されます。

表 6-2 ごみ発生量の将来推計

区分		年度	2016 (平成28)	2020	2027
家庭系ごみ発生量	t/年		46,138	44,519	44,406
事業系ごみ発生量	t/年		17,825	18,936	20,582
計	t/年		63,963	63,455	64,988
1 人 1 日当たりのごみ発生量	g/人・日		938	927	934

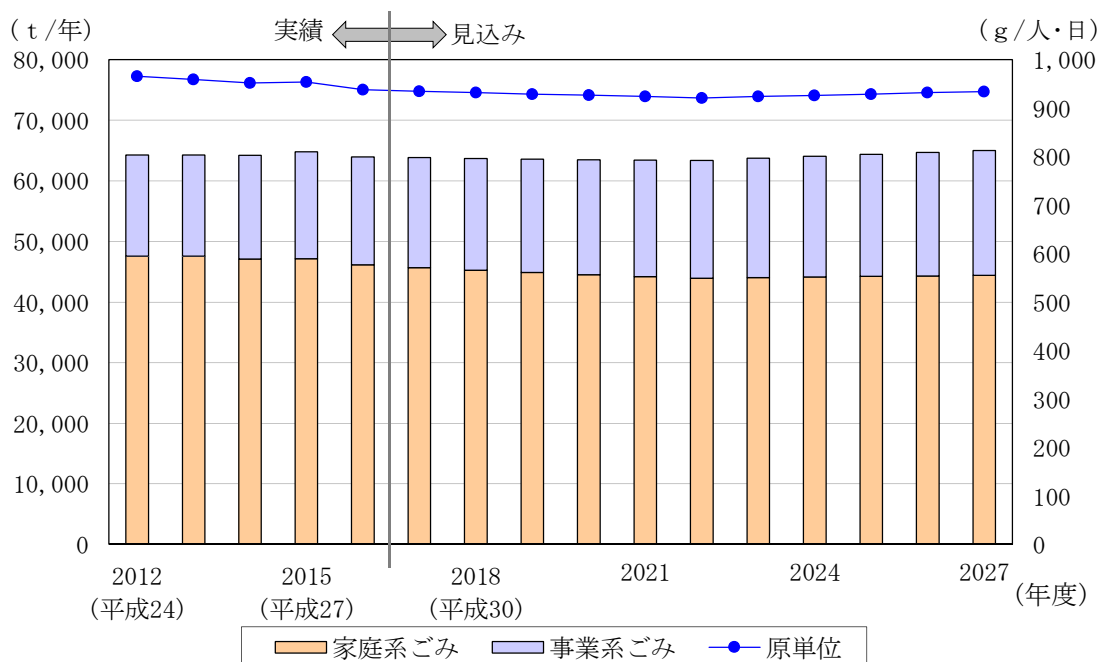


図 6-3 ごみ発生量の推移

## 第 4 節 リサイクル等の目標

2020 年度における目標を、安城市環境基本計画に基づいて設定します。目標値は、表 6-3～表 6-5 のとおりです。

### (1) 啓発回数目標

3 R（リデュース、リユース、リサイクル）の中で、特に優先順位が高いとされる 2 R（リデュース、リユース）についての啓発回数目標を、以下に示します。

表 6-3 啓発回数の成果指標と目標

指標名	現状値 2014 年度 (平成 26 年度)	現状値 2016 年度 (平成 28 年度)	目標値 2020 年度
2 R の啓発回数	24 回/年	27 回/年	36 回/年
指標の見方			
ごみを減らす取組みを広げるための様々な啓発活動の回数です。			

### (2) リサイクル率目標

資源の回収拡大を図り、リサイクル率の目標を以下に示します。

表 6-4 リサイクル率の成果指標と目標

指標名	現状値 2013 年度 (平成 25 年度)	現状値 2016 年度 (平成 28 年度)	目標値 2020 年度
リサイクル率	24.2%	21.5% (23.9%)	25.5%
指標の見方			
ごみ総排出量に占める資源の割合を示します。			

※（ ）内数値は、民間古紙回収を含む。

※ リサイクル率 = (資源ごみ量 + 集団資源回収量 + せん定枝の処理量) ÷  
ごみの総発生量



### (3) 最終処分量の目標

ごみを適正に処理処分を行い、最終的に残った最終処分量の目標を以下に示します。

表 6-5 最終処分量の成果指標と目標

指標名	現状値 2014年度 (平成26年度)	現状値 2016年度 (平成28年度)	目標値 2020年度
1人1日当たりの最終処分量	92g	92g	88g
指標の見方			
ごみを処理した後の埋立処分する量を人口1人1日当たりに換算した数値を示します。			

※最終処分量＝不燃残さ発生量＋焼却灰発生量

## 第 5 節 ごみ処理量の将来推計

新たな施策等を実施し、排出抑制・資源化等を行った場合のごみ量(=ごみ処理量)の予測を行い、表 6-6 のとおり推計します。

図 6-4 に示すとおり、家庭系ごみ処理量は、2027 年度に 44,406 t/年となり、2016 年度(平成 28 年度)に比べ、約 4%の減少となります。

事業系ごみ処理量は、2027 年度に 18,763 t/年となり、約 5%の増加となります。

1 人 1 日当たりのごみ処理量は、2027 年度に 908 g/人・日となり、約 3%の減少となります。

表 6-6 ごみ処理量の将来推計

区分		年度	2016 (平成28)	2020	2027
		t/年			
家庭系ごみ処理量	t/年		46,138	44,519	44,406
事業系ごみ処理量	t/年		17,825	18,390	18,763
計	t/年		63,963	62,909	63,169
1 人 1 日当たりのごみ処理量	g/人・日		938	919	908

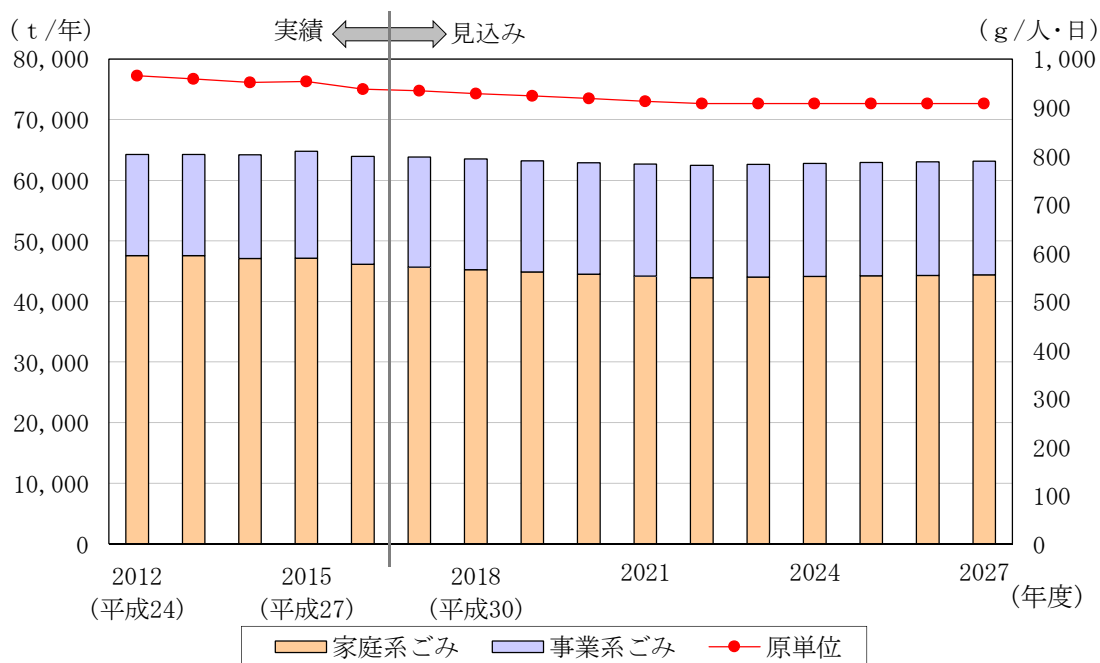


図 6-4 ごみ処理量の推移

# 第 7 章 ごみの排出の抑制のための方策に関する事項

## 第 1 節 施策の体系

本計画では、安城市環境基本計画で掲げる基本的施策に基づき、第 5 章で抽出された課題への対応を含め、資源循環とごみの減量に関する施策を、図 7-1 に示すとおり推進します。

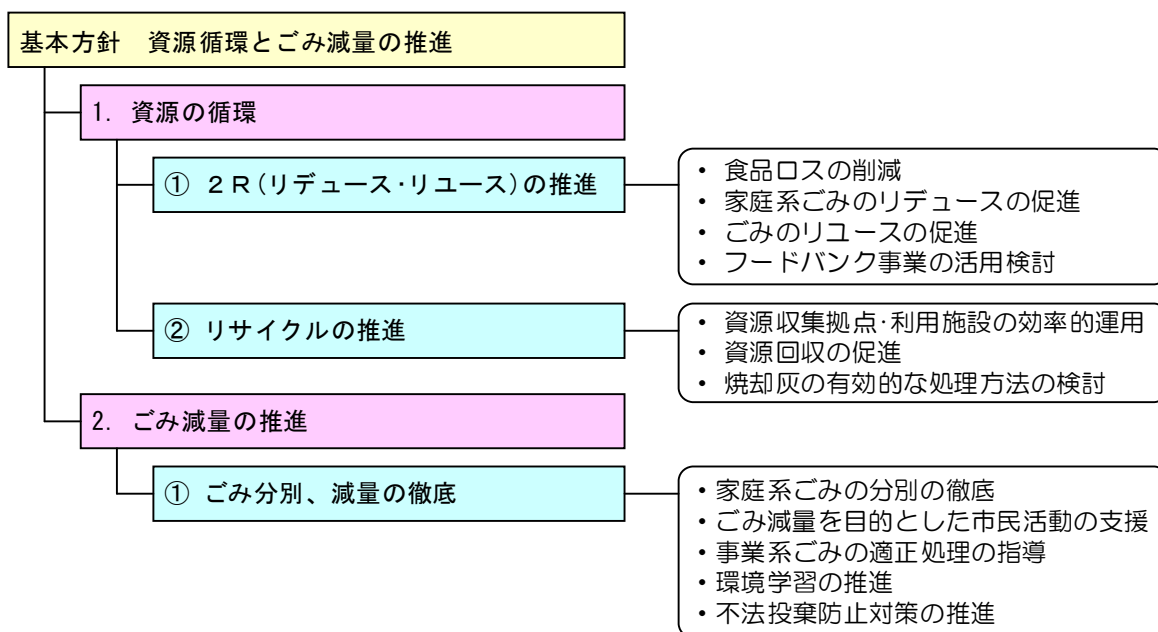


図 7-1 施策の体系図

それぞれの施策に対する取組内容や具体的な行動を以下に示します。

## 基本方針 資源循環とごみ減量の推進

### 1. 資源の循環

取組内容	具体的な行動
<b>① 2R（リデュース・リユース）の推進</b>	
<p>《食品ロス※1の削減》</p> <p>市民や事業者の協力が重要であり、食品ロス削減の必要性や実施に向けての情報提供を図っていきます。</p> <p>※1) 本来食べられるにもかかわらず捨てられている食品(食べ残し、賞味期限切れ等)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>賞味期限・消費期限を把握し、未利用食品の廃棄を削減するよう啓発します。</li> <li>「3010 運動」*2の啓発に努めます。</li> <li>※2) 宴会等の食事の席で「乾杯後 30 分間は、離席せず料理を楽しむ。お開き 10 分前は席に戻り再度料理を楽しむ。」</li> </ul>
<p>《家庭系ごみのリデュースの促進》</p> <p>物を大切に使い、ごみを減らす生活に心がけるよう啓発し、家庭から出るごみで最も多い生ごみを減らす方法について周知します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>生ごみ処理機器等の購入補助やモニター貸出、EM ぼかし配布事業の推進等、家庭や地域における減量化に関する取り組みを支援し、取組み世帯等の拡大を図ります。</li> <li>生ごみの「3きり運動」※3を推進します。</li> <li>※3) 1. 買った食材を使い切る「使い切り」、2. 食べ残しをしない「食べきり」、3. 生ごみを出す前にもうひと搾りする「水きり」</li> <li>食べ物を残さない調理方法（エコクッキング）等、生ごみの減量アイデアを紹介します。また、エコクッキング教室の開催を検討します。</li> <li>使い捨て製品より繰り返し使える製品を購入するよう啓発します。</li> <li>すぐに不要になるものをもらわないよう啓発します。</li> <li>過剰包装の自粛を啓発します。</li> <li>買い物の際にはマイバッグを持参するよう啓発します。</li> </ul>
<p>《ごみのリユースの促進》</p> <p>リサイクルよりも優先順位が高いリユースについて、その意義や取組方法、効果等の情報提供を充実させいきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「もったいない」意識の向上を図り、リユースの促進に努めます。</li> <li>ものをできる限り長く、大切に使うよう働きかけます。</li> <li>家具再生事業の利用促進を図ります。</li> <li>中心市街地拠点施設（愛称「アンフォーレ」）の「リユース本コーナー」に関する情報提供を行い、利用促進を図ります。</li> <li>公民館等の除籍本配布イベントに関する情報提供を行い、利用促進を図ります。</li> </ul>

取組内容	具体的な行動
<p>《フードバンク事業※4の活用検討》</p> <p>フードバンク事業を調査し、活用の検討を行います。</p> <p>※4) 食品生産者や卸売業、小売業者などがこれまで廃棄処分していた食品（品質は問題ないが、パッケージの損傷、賞味期限切れが迫る等の理由により廃棄処分される食品）を社会福祉施設や支援が必要な人達の食事に活用する事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・先進事例の情報収集に努め、利用可能なフードバンク団体や、食品を提供する企業等の調査を行います。</li> </ul>
<b>② リサイクルの推進</b>	
<p>《資源収集拠点・利用施設の効率的運用》</p> <p>資源収集における市民の活動を支援します。</p> <p>資源の拠点回収施設や処理施設の効率的な運用を進め、廃棄される資源の回収に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収施策について、官民相互に連携した市民へのPR等に努めます。</li> <li>・新聞や雑誌等は、資源ごみステーションでの回収とともに、集団資源回収、リサイクルステーション、民間古紙リサイクルステーション等の利用を推進します。</li> <li>・民間古紙リサイクルステーション等の実態調査を継続的に実施し、民間古紙リサイクルステーション等の実情の把握に努めます。</li> </ul>
<p>《資源回収の促進》</p> <p>資源回収の実績状況を把握し、効率的な回収に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資源回収施策について、官民相互に連携した市民へのPR等に努めます。</li> </ul>
<p>《焼却灰の有効的な処理方法の検討》</p> <p>焼却灰の有効的な処理方法を検討します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・焼却灰や市の事業において発生するごみを再生し、資材としての利用を進めます。</li> </ul>

## 2. ごみ減量の推進

取組内容	具体的な行動
<b>① ごみ分別、減量の徹底</b>	
<p>《家庭系ごみの分別の徹底》</p> <p>正しい分別方法の広報、啓発等を行い、分別徹底の強化を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ごみカレンダー、ごみと資源の分け方・出し方早わかりブックを全戸配布し、分別排出の徹底を図ります。</li> <li>・町内会等でごみの分別説明会等を開催し、間違いやすい分別などの周知に努め、分別の徹底を図ります。</li> <li>・転入者に対しては、市民課での手続時に分別方法等の資料を配布するとともに、住宅の管理者や所有者を通じて分別排出の指導を行うことで意識向上を図ります。</li> </ul>

取組内容	具体的な行動
<p>《ごみ減量を目的とした市民活動の支援》</p> <p>ごみに対する意識の向上を図るためにも、市民の自主的な行動は重要です。活動促進に向け、支援の充実を図っていきます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民・市民団体・事業者・教育機関などが自主的に取り組むごみ減量行動に対して、ごみ減量推進市民活動支援プログラムを推進していきます。</li> <li>・地域のリーダー（地域クリーン推進員）を委嘱し、研修や情報交換を通じて、地域住民が主体となったごみ分別と適正排出及び地域環境美化を促します。</li> <li>・安城530運動連絡会等と協働し、ごみ減量アイデア・標語・ポスター・功労者の表彰事業等を開催します。</li> </ul>
<p>《事業系ごみの適正処理の指導》</p> <p>事業系ごみの搬入状況を確認することにより、産業廃棄物の混入を抑制し、処理施設での処理量を削減します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・事業者向けごみの分け方・出し方早わかりブックを活用し、ごみの適正処理の理解に努めます。</li> <li>・直接搬入時に検査を実施し、分別搬出の指導を行います。</li> <li>・収集運搬業者との定期的な連絡会を開催します。</li> <li>・多量排出事業者に対して、減量計画書の提出を求め、さらなるごみの発生抑制・資源化を推進します。</li> <li>・食品リサイクル法に係る食品廃棄物は、たい肥化処理施設等で食品循環資源の再生利用促進を図ります。</li> </ul>
<p>《環境学習の推進》</p> <p>学校にごみ減量等を始めとする環境に関する情報を提供し、環境関連の学習の充実を支援します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子どものころからごみ減量を習慣づけるため、社会科副読本と啓発ビデオ等により、環境学習を推進します。</li> <li>・ごみ処理の現状を学ぶため、清掃施設の見学会「クリーンバス事業」を実施します。</li> </ul>
<p>《不法投棄防止対策の推進》</p> <p>不法投棄を未然に防止するため、十分に監視し、適切な指導に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・パトロールの実施や町内会への監視カメラの貸し出し設置等、不法投棄防止体制の強化を図ります。</li> <li>・違反者への指導体制の整備を図ります。</li> </ul>

## ○ その他

取組内容	具体的な行動
① 適正処理の推進	
<p>《収集運搬体制》</p> <p>適正で効率的な収集運搬体制を確保します。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・収集運搬許可業者と定期的な連絡会を開催し、適正に業務を行うよう指導し、収集運搬体制の適正化を図ります。</li> </ul>
<p>《中間処理施設》</p> <p>現有施設の安全な運転管理に努めます。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・運転委託業者に安全運転に関する指導を行います。</li> <li>・施設の定期的な保守管理を行い、安全性の確保を図ります。</li> </ul>
<p>《最終処分場》</p> <p>処分場の適正な維持管理を行います。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・埋立対象物の減量・減容化に努めます。</li> </ul>

## 第 8 章 分別して収集するものとしたごみの種類及び分別の区分

### ○ 家庭系ごみの分別区分

市がごみステーションで収集する家庭系ごみの分別区分は、基本的に現状どおりとします（表 8-1 参照）。

表 8-1 家庭ごみの分別収集区分〔現状同様〕

区 分		内 容
可燃ごみ		生ごみ、リサイクルできない紙類・布類、木くず、汚れたプラスチック製容器包装、軟らかいプラスチック製品など
不燃ごみ		金属類（大きい缶を含む）、ガラス類（不透明なびんを含む）、硬いプラスチック製品、家庭用電化製品など
資源ごみ	プラスチック製容器包装	プラマークのあるポリ袋、ラップ類、ボトル類、トレイ・パック類、カップ類など プラマークのついていないプラスチックのふた、発泡スチロールなど
	びん・缶	飲料用及び食品用のびん、透明な化粧品のびん、飲料用及び食品用のアルミ缶・スチール缶
	古紙・古布	リサイクルが可能な新聞・雑誌・ダンボール・雑がみ・牛乳パック、汚れや破れが無い衣類
破砕困難ごみ 危険ごみ		硬い鉄製のもの、長い金属製のもの、スプレー缶、刃物類・割れたガラス類、水銀体温計など

## 第 9 章 ごみの適正な処理及びこれを実施する者に関する基本的事項

### 第 1 節 収集・運搬計画

#### 1-1 収集運搬体制

##### ① 家庭系ごみの収集方式

家庭系ごみの収集方式も、基本的に現状どおりとします（表 9-1 参照）。

なお、ごみ排出量の状況等を見据えつつ、必要に応じて収集運搬体制の見直しを行います。

表 9-1 収集運搬体制〔現状同様〕

分別区分		収集回数	収集方式	収集運搬主体
可燃ごみ		1 週 2 回	ステーション方式	委託
不燃ごみ		2 週 1 回	ステーション方式	委託
資源ごみ	プラスチック製 容器包装	1 週 1 回	ステーション方式	委託
	古紙・古着	2 週 1 回	ステーション方式	委託
	びん・缶類	2 週 1 回	ステーション方式	直営
粗大ごみ		1 週 2 回	戸別収集	直営

##### ② 事業系ごみの収集方式

事業系ごみも、現状どおりとし、許可業者による搬入、もしくは事業者自ら搬入とします。再生可能な古紙類は、リサイクルステーション「エコらんど」や古紙再生業者への再資源化を推進していきます。



## 1-2 収集運搬量

将来の収集運搬量は、表9-2に示すとおりです。

表9-2 収集運搬量の見込み

(単位：t/年)

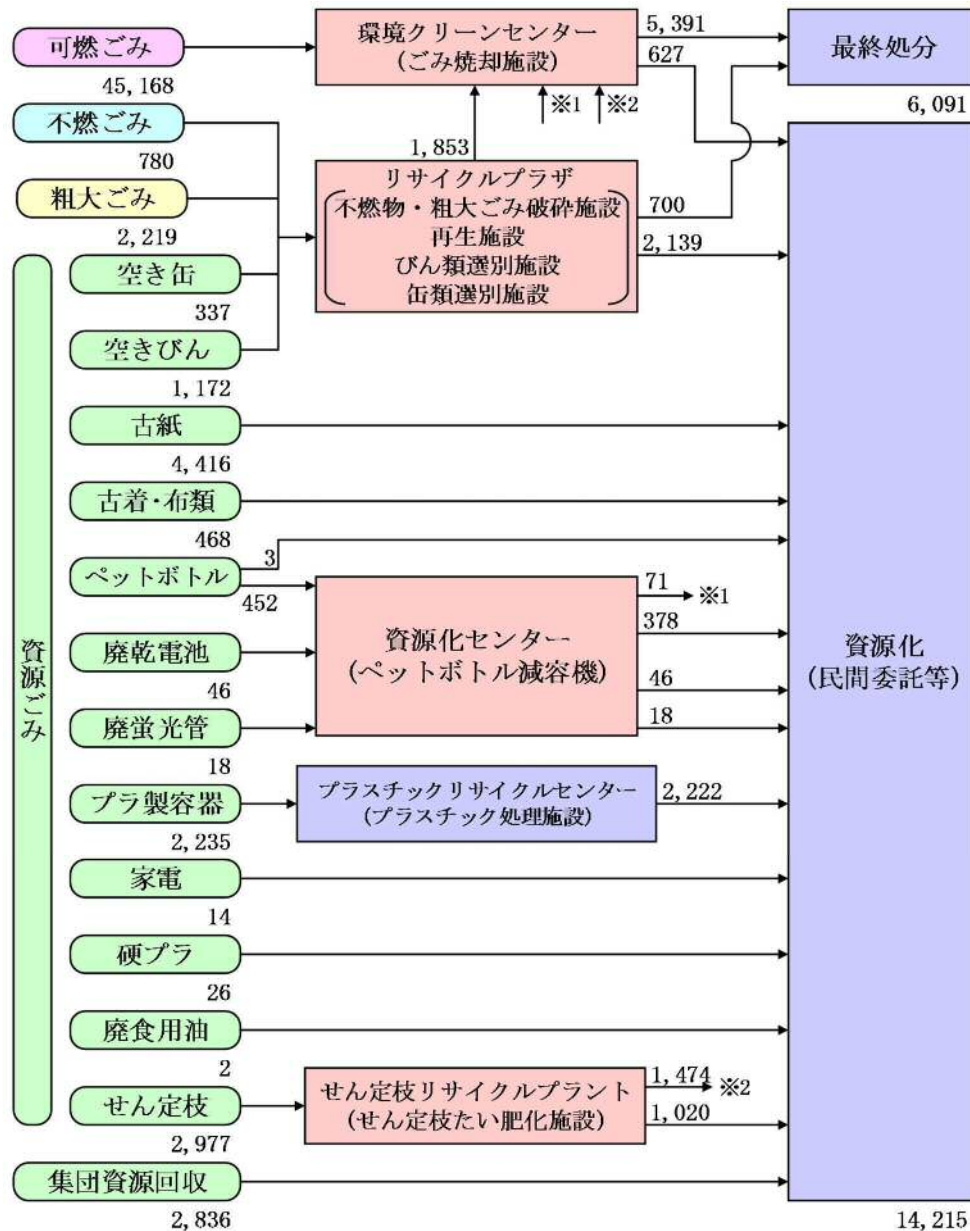
区分		年度	2016 (平成28)	2022	2027
可燃ごみ			29,289	27,033	27,325
不燃ごみ			881	748	756
資源ごみ	空きびん		1,188	1,159	1,172
	空き缶		347	334	337
	紙類	新聞紙	399	572	579
		雑誌	220	290	293
		雑がみ	344	513	518
		ダンボール	213	243	246
		牛乳パック	2	69	70
		計	1,178	1,687	1,706
	古着		50	162	163
	プラ容器包装		1,167	2,212	2,235
	乾電池		47	45	46
	蛍光管		19	18	18
	計		3,996	5,617	5,677
粗大ごみ			89	84	85
計			34,255	33,482	33,843

## 第 2 節 中間処理計画

中間処理は、分別収集されたごみ種に応じて、それぞれに適正に処理し、処理過程でも再使用・再生利用・熱回収を図り、ごみの減量・減容化に努めていきます。

### 2-1 処理方法

将来のごみ処理フローは、図 9-1 に示すとおりで、基本的に現状どおりとします。



注) 数値は、2027年度値を示す。(t/年)

図 9-1 将来のごみ処理フロー

※1、※2は、規格外または処理能力超え

## 2-2 中間処理量

将来のそれぞれの処理施設の中間処理量は、表9-3～表9-7に示すとおりです。

表9-3 環境クリーンセンターの施設処理量の見込み

(単位：t/年)

区分		年度		2016 (平成28)	2020	2027
搬入	家庭系ごみ	可燃ごみ	収集	29,289	27,029	27,325
			持込	1,461	1,455	1,471
	事業系ごみ	可燃ごみ	収集	13,534	13,943	14,149
			公共ごみ	2,127	2,191	2,223
	リサイクルプラザ	可燃物	1,956	1,865	1,853	
	資源化センター	可燃物	67	73	71	
	せんだ枝 リサイクルプラント	可燃物	1,417	1,421	1,474	
計			49,851	47,977	48,566	
処理後	資源化(溶融)	スラグ		565	528	534
		金属類		83	82	83
		山元還元		12	10	10
		計		660	620	627
	紙資源		—	—	—	
焼却灰			5,513	5,325	5,391	

表9-4 リサイクルプラザ処理量の見込み

(単位：t/年)

区分		年度		2016 (平成28)	2020	2027
搬入	家庭系ごみ	不燃ごみ	収集	881	776	756
			持込	26	24	24
		粗大ごみ	収集	2,049	1,970	1,958
			持込	273	262	261
		空きびん	収集	1,188	1,170	1,172
			持込	0	0	0
		空き缶	収集	347	336	337
			持込	0	0	0
		残土		0	0	0
		計			4,764	4,538
処理後	可燃物	→環境クリーンセンター		1,956	1,865	1,853
	不燃残さ	→最終処分場		727	694	690
	灰及び残渣	→最終処分場		11	10	10
	金属類			1,126	1,071	1,064
	びん・カレット類			978	930	924
	再生家具等			10	10	9
	家電			148	141	140
	充電電池			2	2	2
	再生プラスチック			0	0	0
計			4,958	4,723	4,692	

表 9-5 資源化センターの施設処理量の見込み

(単位：t/年)

区分				年度	2016 (平成28)	2020	2027
搬入	家庭系ごみ	ペットボトル	持込		426	468	452
	資源化				356	391	378
処理後	可燃物				67	73	71
	計				423	464	449

表 9-6 プラスチックリサイクルセンターの施設処理量の見込み

(単位：t/年)

区分				年度	2016 (平成28)	2020	2027
搬入	家庭系ごみ	プラ製容器包装	収集		1,167	2,269	2,235
処理後	資源化				1,160	2,255	2,222

表 9-7 せん枝リサイクルプラントの施設処理量の見込み

(単位：t/年)

区分				年度	2016 (平成28)	2020	2027
搬入	家庭系ごみ	せん定枝	持込		701	614	586
	事業系ごみ	せん定枝			2,164	2,256	2,391
	処理能力超過分（焼却処理）				-1,417	-1,421	-1,474
	計				1,448	1,449	1,503
処理後	たい肥				978	978	1,015
	破砕品				5	5	5
	計				983	983	1,020

ここで、資源化量を整理すると、表9-8及び表9-9に示すとおりです。

表9-8 施設処理後の資源化量の見込み

(単位：t/年)

区分		年度	2016 (平成28)	2020	2027
環境クリーンセンター	スラグ		565	528	534
	金属類		83	82	83
	山元還元		12	10	10
	計		660	620	627
リサイクルプラザ	金属類		1,126	1,071	1,064
	びん・カレット類		978	930	924
	再生家具等		10	10	9
	家電		148	141	140
	充電池		2	2	2
	再生プラスチック		0	0	0
	計		2,264	2,154	2,139
資源化センター	ペットボトル		356	391	378
プラスチック リサイクルセンター	プラ製容器包装		1,160	2,255	2,222
せん定枝 リサイクルプラント	たい肥		978	978	1,015
	破砕品		5	5	5
	計		983	983	1,020
総計			5,423	6,403	6,386

表9-9 総資源化量の見込み

(単位：t/年)

区分	年度	2016 (平成28)	2020	2027
総ごみ排出量		63,963	62,909	63,169
直接資源化		4,943	5,176	4,993
集団資源回収		3,387	2,970	2,836
施設からの資源化		5,423	6,403	6,386
計		13,753	14,549	14,215
リサイクル率		21.5%	23.1%	22.5%
民間古紙回収		1,976	1,986	2,017
リサイクル率		23.9%	25.5%	24.9%

## 2-3 ごみの処理施設の整備に関する事項

### (1) 必要施設規模の算定

将来処理量における施設の必要規模を以下に整理します。

#### ① ごみ焼却施設

焼却処理量は、減少傾向を示しています。ごみ焼却施設の必要施設規模を算定すると、表9-10(1)に示すとおりとなります。環境クリーンセンター(ごみ焼却施設)の施設規模は240 t/日であり、能力的には処理が可能です。

災害廃棄物を受け入れた場合は、表9-10(2)に示すとおりとなり、能力的には処理が可能です。

表9-10(1) ごみ焼却施設の必要施設規模

区分	年度		2018 (平成30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	処理量	t/年	49,894	49,690	47,977	48,017	48,047	48,174	48,295	48,399	48,486	48,566
必要施設規模	t/日		186	185	179	179	179	180	180	181	181	181

必要施設規模＝年間処理量÷280日(年間稼働日数)÷96%(調整稼働率)

表9-10(2) ごみ焼却施設の必要施設規模(災害廃棄物を考慮した場合)

区分	年度		2018 (平成30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
	処理量	t/年	49,894	49,690	47,977	48,017	48,047	48,174	48,295	48,399	48,486	48,566
災害廃棄物 (焼却処理量)	t/年		7,112	7,112	7,112	7,112	7,112	7,112	7,112	7,112	7,112	7,112
計	t/年		57,006	56,802	55,089	55,129	55,159	55,286	55,407	55,511	55,598	55,678
必要施設規模	t/日		213	212	205	206	206	206	207	207	207	208

#### [災害廃棄物量の考え方]

災害での焼却対象物は、42,670 tです。これを3年で処理し、そのうち約50%を本市の施設で処理すると想定します。

$$42,670 \text{ t} \div 3 \text{ 年} \times 50\% = 7,112 \text{ t}$$

#### ② ごみ中間処理施設

破碎処理量も、減少傾向を示しています。ごみ中間処理施設の必要施設規模を算定すると、表9-11に示すとおりとなります。リサイクルプラザ(ごみ中間処理施設)の施設規模は58.2 t/日であり、能力的には処理が可能です。

災害廃棄物については、稼働時間・稼働日数等の調整や、広域処理での対応によるものとします。

表 9-11 ごみ中間処理施設の必要施設規模

年度		2018 (平成30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
区分											
処理量	t/年	4,650	4,600	4,538	4,495	4,459	4,469	4,481	4,492	4,499	4,508
必要施設規模	t/日	19.4	19.2	19.0	18.8	18.6	18.7	18.7	18.8	18.8	18.8

必要施設規模＝年間処理量÷240日(年間稼働日数)

③ ペットボトル処理施設

ペットボトルの処理量は、増加傾向を示しています。ペットボトル処理施設の必要施設規模を算定すると、表 9-12 に示すとおりとなります。資源化センター(ペットボトル処理施設)の施設規模は 2.3 t/日 (400～450kg/h で 5 時間稼働と想定) であり、能力的には処理が可能です。

表 9-12 ペットボトル処理施設の必要施設規模

年度		2018 (平成30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
区分											
処理量	t/年	407	403	468	457	447	449	450	451	451	452
必要施設規模	t/日	1.7	1.7	2.0	2.0	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9	1.9

必要施設規模＝年間処理量÷240日(年間稼働日数)

④ プラスチック処理施設

プラスチックの処理量は、増加傾向を示しています。プラスチック処理施設の必要施設規模を算定すると、表 9-13 に示すとおりとなります。プラスチックリサイクルセンター(プラスチック処理施設)の施設規模は 5 t/日であり、稼働日数等の調整が必要です。

表 9-13 プラスチック処理施設の必要施設規模

年度		2018 (平成30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
区分											
処理量	t/年	1,215	1,305	2,269	2,239	2,212	2,217	2,222	2,228	2,231	2,235
必要施設規模	t/日	5.1	5.5	9.5	9.4	9.3	9.3	9.3	9.3	9.3	9.4

必要施設規模＝年間処理量÷240日(年間稼働日数)

⑤ せん定枝たい肥化施設

せん定枝の処理量は、増加傾向を示しています。せん定枝たい肥化施設の必要施設規模を算定すると、表 9-14 に示すとおりとなります。せん定枝リサイクルプラント(せん定枝たい肥化施設)の施設規模は 4.8 t/日であり、年間日数などの調整が必要です。

表 9-14 せん定枝たい肥化施設の必要施設規模

年度		2018 (平成30)	2019	2020	2021	2022	2023	2024	2025	2026	2027
区分											
処理量	t/年	1,448	1,448	1,449	1,452	1,454	1,464	1,474	1,484	1,494	1,503
必要施設規模	t/日	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.1	6.2	6.2	6.3	6.3

必要施設規模＝年間処理量÷240日(年間稼働日数)

## (2) 広域化計画への対応

「第2次愛知県ごみ焼却処理広域化計画(平成20年度～29年度)」(平成21年3月 愛知県)を受け、衣浦東部ブロック(構成市:碧南市、刈谷市、安城市、知立市、高浜市)で「衣浦東部ごみ処理広域化計画」(平成21年3月 愛知県衣浦東部広域行政圏協議会)を策定しています。市民が安心できる安全で環境に配慮した適正な施設となるよう、関係市との連携を図りながら、広域化のあり方について引き続き検討していきます。

## (3) 施設の将来計画

「廃棄物処理施設長寿命化計画(ごみ焼却施設)」(平成23年度)に基づき、環境クリーンセンターのごみ焼却施設について、その施設機能を適切かつ経済的に維持するため、平成24年度から延命化対策を実施しています。

今後、施設の安全性を確保しながら、この長寿命化計画の期間延長の可能性を検討しつつ、施設の将来計画を策定する必要があります。なお、新しい施設を供用開始するには、計画期間を含め10年近くの期間を要することから、早い時期から検討を進めて行きたいと考えます。



## 第 3 節 最終処分計画

### 3-1 処分方法

市所有の最終処分場の残余容量は、52,400m<sup>3</sup>（平成 28 年 3 月末現在）です。埋立対象物は、リサイクルプラザからの不燃残さ等です。容量的には余裕がありますが、本市のみならず、新規処分場の確保は困難であり、延命化を図るため、埋立処分量の減量化・減容化に努めていきます。

焼却灰等については、(公財)愛知県臨海環境整備センター衣浦港 3 号地廃棄物最終処分場等で埋立処分を行っていますが、処分可能年数の制限があり、長期利用できるよう、処分量の減量化・減容化に努めていきます。

また、災害が発生した場合、災害廃棄物処分のリスクを軽減するため、民間廃棄物関係団体の施設活用を含め、複数の施設で処分するよう対応を図ります。

### 3-2 最終処分量

将来の最終処分量は、表 9-15 に示すとおりです。

表 9-15 最終処分場の施設処分量の見込み

(単位：t/年)

区分	年度	2016	2020	2027
		(平成28)		
総ごみ排出量		63,963	62,909	63,169
リサイクルプラザ	不燃物 → 最終処分場	738	704	700
環境クリーンセンター	焼却灰 → アセック等	5,513	5,325	5,391
計		6,251	6,029	6,091
最終処分率		9.8%	9.6%	9.6%

2020 年度の 1 人 1 日当たりの最終処分量は、88.0 g/人・日です。

$$6,029 \text{ t/年} \div 187,615 \text{ 人} \div 365 \text{ 日} = 88.0 \text{ g/人・日}$$

## 第 4 節 その他ごみの処理に関し必要な事項

### 4-1 ごみ減量推進委員会

ごみ減量推進委員会は、ごみその他の廃棄物の減量化を推進するため、その排出抑制・資源化等の方策について調査審議します。

### 4-2 事業者の協力

事業系可燃ごみの中には紙類や食品廃棄物等が多く含まれています。紙類等については、さらなる分別の徹底により資源化を推進します。また、食品廃棄物については、資源化に向け、先進的な事例や取組などを調査し、紹介等を行っていきます。

### 4-3 災害廃棄物対策

大規模地震や風水害等の自然災害が発生した際には、一時的に大量の廃棄物が発生するため、安城市地域防災計画に基づき、がれき等の災害廃棄物を処理し、生活環境の汚染防止に努めます。

また、大規模災害時にも迅速かつ計画的に大量の災害廃棄物を処理するための災害廃棄物処理計画を策定するとともに、周辺の市町の協力体制はもとより、県内外の市町村を含む広域的な連携や民間業者との協力体制を構築していきます。

### 4-4 不法投棄対策・不適正処理対策

不法投棄は、地域の景観、良好な地域環境を損ない、周囲に悪影響を及ぼすものです。不法投棄を未然に防止するため、不法投棄が重大な犯罪であることを大きくPRするとともに、不法投棄監視パトロールの実施、監視カメラ等の設置を継続し、地域住民、事業者とも協力しながら投棄されにくい環境づくりを進めます。

一般廃棄物(ごみ)処理基本計画 2018～2027

---

発行 2018年(平成30年)3月

愛知県安城市環境部ごみゼロ推進課

〒444-1155 安城市堀内町西新田2番地

電話番号:0566-76-3053 fax:0566-77-1318

mail:gomizero@city.anjo.lg.jp